

日 程	議 案 番 号	件 名
第 1 8	議案第 4 6 号	厚岸町都市公園条例の一部を改正する条例の制定について
第 1 9	議案第 4 7 号	厚岸町公共下水道条例の一部を改正する条例の制定について
第 2 0	議案第 4 8 号	平成 1 7 年度厚岸町一般会計補正予算
	議案第 4 9 号	平成 1 7 年度厚岸町国民健康保険特別会計補正予算
	議案第 5 0 号	平成 1 7 年度厚岸町簡易水道事業特別会計補正予算
	議案第 5 1 号	平成 1 7 年度厚岸町老人保健特別会計補正予算
	議案第 5 2 号	平成 1 7 年度厚岸町下水道事業特別会計補正予算
	議案第 5 3 号	平成 1 7 年度厚岸町介護保険特別会計補正予算
	議案第 5 4 号	平成 1 7 年度厚岸町介護サービス事業特別会計予算
	議案第 5 5 号	平成 1 7 年度厚岸町水道事業会計補正予算
	議案第 5 6 号	平成 1 7 年度厚岸町病院事業会計補正予算

厚岸町議会 第1回定例会

平成18年3月13日

午前10時00分開会

●議長（稲井議員） ただいまより平成18年厚岸町議会第1回定例会を続会いたします。

●議長（稲井議員） 直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付の日程表のとおりであります。

●議長（稲井議員） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、14番田宮議員、15番、佐齋議員を指名いたします。

●議長（稲井議員） 日程第2、議案第31号 厚岸町収入役事務兼掌条例の制定についてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

総務課長。

●総務課長（田辺課長） ただいま上程いただきました厚岸町収入役事務兼掌条例の制定につきまして、提案理由の説明をいたします。

議案書の36ページでございます。お開き願います。

本条例の制定につきましては、さきに平成18年度町政執行方針の中でも触れておりますように、本年4月1日から収入役を置かないことを、地方自治法第168条第2項のただし書きの規定に基づいて条例で定めるものであります。

収入役がつかさどる事務を助役に兼掌させ、助役に事故あるとき、または助役が欠けたときは、町長がその職務を兼掌することとして定めるものでございます。

以上が本条例の制定内容であり、この条例の施行日を本年4月1日からと附則で規定をするものでございます。

また、この附則におきまして、収入役を置かないことに伴い必要となる既存条例の一部改正を行うものでありますが、その内容につきまして、別紙資料といたしまして、この附則によります改正の新旧対照表を配付しておりますので、これをごらん願いたいと存じます。

資料の説明でございます。

附則の第2項でございますが、厚岸町事務分掌条例の一部改正であります。当該条例の第3条第1項中、文言を記載のとおり改めるものでありますが、これは収入役事務を助役が兼掌することに伴う文言の整理を行うものでございます。

附則の第3項は、厚岸町特別職報酬等審議会条例の一部改正であります。収入役の廃止に伴い、これも当該条例第2項中にありました収入役の文言を削る内容のものでござ

ざいます。

附則の第4項は、特別職の職員の給与に関する条例の一部改正であります。これも当該条例の規定中にありました収入役の表記や給料月額の設定を削る内容のものでございます。

附則の第5項でございますが、厚岸町職員等の旅費に関する条例の一部改正であります。これも同様の理由により、当該条例の別表2の規定中の収入役の表記を削るものでございます。

以上、簡単であります。説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

●議長（稲井議員） これより本案に対する質疑を行います。

3番。

●南谷議員 本案に対しまして異議を唱えるわけではございません。若干、改正に当たって考え方というんですか、この辺について伺いをさせていただきたいと存じます。

国の方では、この条例改正に当たっては、時代背景やそれからパソコン等機械化によって、収入役というものの制度そのものにメスを入れてきたと理解をしておりますが、非常に三位一体の改革で地方自治体のあり方というんですか、財政が非常に逼迫している今日にあって、非常に制度資金の活用というものが大変な時代になってきていると私は解釈をしておりますし、国の方でもこの法律の改正の趣旨の中に、地方自治体のマネジメントというんですか、これらに関する条項がございました。これらの今後の対応というんですか、どのように町として収入役制度を、私は収入役の仕事の一環の一つに、例えば過疎債なんかもそうなんですけれども、今回切りかえをして、国の交付税が3割のものが7割のものに乗りかえるとか、こういうものにもきちんと対処をされてこられたという理解をしておりますし、今後ますますこういうことをきちんと厚岸町としてやっていかなければならない時代にあると思いますので、この辺の対応を町長はどのように対応されていかれるのかなということが、まず第1点でございます。

もう一点、個人的になってしまうかもしれませんが、個人的な観点からではなくて、町を思う気持ちから述べさせていただきたいと存じます。

と申しますのは、私は今日まで今の収入役というものは、非常にそういう点もしっかり財政的に反映をしてきたというふうに理解をしております。少なくとも厚岸町の財政基盤の一役をなしてきたと。そういう人材を若くして、今回、収入役をということで退任をさせる。しからば、今後、私は先ほど第1点目にも触れたんですけれども、これらの関係に対する業務をどのようにされるかもまだわかりませんが、人を育てるということは、私は10年スケールで取り組んでいかなければならない。今の収入役というのもまだ年も若いし、少なくとも今日、収入役になるまでに町職員として長い間、財政面で精通をしてきた、そういう方を町の組織から外してしまう。今日、民間からでも財政面に強い人を登用していかなければならない時代背景にあると思います。その辺の考え方について、むしろ町長部局なり町のどこかの部局で活躍をしていくくらいの配慮が必要ではないのかかなと、活躍をさせるべきではないのか、登用をすべきではないのか

かなと、このようにとらえるものですから、これは私個人の意見でございますけれども、人を育てるといのは本当に時間のかかることですし、この辺の考え方についてお尋ねをさせていただきます。

●議長（稲井議員） 助役。

●助役（大沼助役） 今年度いっぱいをもちまして、収入役というポストを廃止するという内容が、この事務兼掌条例の制定の趣旨でございます。

今後の対応でございますけれども、さきの一般質問でもありましたように、出納室という体制をもって、これまで行ってきたと同様な簿記の管理等々を行うという体制をとらせていただきたいというふうに考えております。大変非力でございますけれども、収入役が今まで行ってこられた業務というものは、すべて私が兼掌をさせていただくということで対応をさせていただくことになります。

ここに至りましたのも、これまで町長の方から何度かご答弁をさせていただいておりましたけれども、地方制度調査会等の考え方を見ますと、ただいま南谷議員の方から紹介がありましたように、コンピューター等々の性能、精度が上がってきているということ等を踏まえて、地方自治法の一部を改正するという動きが出てきているという状況、それから管内的にも現在は釧路町を除いて釧路市も含めて収入役というポストを廃止に至っているという状況等々を勘案して、さらにはご本人からの申し入れもございまして、これを尊重させていただくという形をとらせていただくことになりました。

なお、今後の収入役自身の対応については、まだどうするかという対応については、現在、考慮中であります。今この段階で、はっきりしたことがお答えできないことをご理解いただきたいと思います。

●議長（稲井議員） 3 番。

●南谷議員 今、その辺の対応について考えていかれるということでございますから、それはそれで理解をいたしました。だから、まだ答えが定まっていないと、こういうことでよろしいですね。私は、先ほども述べさせていただいたんですけれども、やはりこれらの厚岸町のあり方、財政面での強化というものが必ず必要不可欠だと理解しておりますし、取り組んでいくべきと考えております。そういった意味で私は、町長部局内のどこかでむしろ総合的に見られる人材を育てるといのは、物すごく時間を要するわけでございますから、むしろ登用して将来に貢献させるべきととらえます。

以上で質問を終わります。

●議長（稲井議員） 助役。

●助役（大沼助役） ただいま南谷議員からのご提言を受けとめさせていただいて、なお、調整等いろいろ作業もございますので、しかるべきときにお知らせを申し上げたいというふうに思いますので、ご理解をいただきたいと思います。

- 議長（稲井議員） 他にありませんか。

（「なし」の声あり）

- 議長（稲井議員） なければ議案第31号 厚岸町収入役事務兼掌条例の制定についての質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（稲井議員） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決しました。

- 議長（稲井議員） 日程第3、議案第18号 釧路東部消防組合理約の変更についてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

総務課長。

- 総務課長（田辺課長） ただいま上程いただきました釧路東部消防組合理約の変更について、その提案理由をご説明申し上げます。

議案書の5ページをお開き願います。

さきに議案第31号で当町の収入役を廃止し、その会計事務を助役に兼掌させる厚岸町収入役事務兼掌条例を上程し、議決をいただいたところではありますが、釧路町及び浜中町と一部事務組合を共同設置している釧路東部消防組合におきましても、同様に収入役を廃止し、その事務を副管理者が兼掌することについて、組合の構成町と協議をいたしたく、地方自治法第290条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

なお、変更する規約の内容につきましては、別に配付しております新旧対照表、これに沿ってご説明をさせていただきます。

改正を行おうとする条項につきましては、第8条及び第9条でございますが、当該条例に規定しております収入役の文言を削り、第8条の次に第8条の2として、収入役を置かず、副管理者に事務を兼掌させるとする内容を規定するものでございます。

なお、附則でございますが、この規約の変更には地方自治法第286条の規定によりまして、北海道の知事の許可を受けなければならないことから、施行日を北海道知事の許可のあった日とする内容でございます。

以上、簡単ではありますが、説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

- 議長（稲井議員） これより本案に対する質疑を行います。

(「なし」の声あり)

- 議長（稲井議員） なければ質疑を終わります。
お諮りいたします。
討論を省略し、本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長（稲井議員） ご異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり決しました。
- 議長（稲井議員） 日程第４、議案第32号 厚岸町国民保護協議会条例の制定について
を議題といたします。
職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。
総務課長。

- 総務課長（田辺課長） ただいま上程いただきました議案第32号 厚岸町国民保護協議会条例の制定について、その提案理由及び内容についてご説明申し上げます。

この条例の目的につきましては、平成16年６月18日に交付され、同年９月17日に施行された武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律、いわゆる国民保護法に規定される市町村国民保護協議会の組織及び運営に関することにつきまして、同法第40条第８項の規定に基づき、必要な事項を条例で定めるものでございます。

国民保護法は、武力攻撃から国民の生命、身体及び財産を保護し、国民の生活及び経済に及ぼす影響が最小となるようにするため、避難、救済及び被害の最小化という３つの柱に基づいて国・都道府県・市町村などの役割を定めており、この法律により国は基本方針を定め、都道府県及び市町村はそれぞれ国民の保護に関する計画を作成することになります。

既に、国の基本方針は平成13年３月に策定され、都道府県は平成17年度中に計画を作成する作業が行われてきております。市町村の計画は、平成17年度中をめどに作成することが求められております。この計画の作成には、あらかじめ市町村国民保護協議会の意見を求めなければならないものとなっており、この協議会の組織を立ち上げるための条例規定が必要となるものでございます。

これから制定条文の説明に入らせていただきますが、本条例は法律で定められている内容を補う形のものでございます。このことから、別紙に説明資料といたしまして、条例のもとになる法律関係条文と制定する条例規定を対比しましたものを配付いたしておりますので、これにより説明申し上げます。

A 3の資料でございますが、この資料は、左側が法律の規定を、右側に条例の規定をあらわしているものでございます。

まず、右側の条例第１条であります。記載のとおり、この条例の目的を定めている

もので、その内容につきましては、先ほどご説明申し上げました趣旨のものでございます。

資料の左側、法第39条には、市町村協議会の設置及びその所掌事務が定められております。第1項は、市町村の協議会設置義務がうたわれており、第2項以降で、所掌事務が定められていますが、第3項において、国民保護計画を作成または変更するときは、あらかじめ協議会に諮問しなければならないとされているものでございます。

なお、第4項の規定の下に点線で囲み表記をしている部分がございますが、これは第4項の規定において準用されている部分を表記しているものでございます。その内容は、記載のとおりとなっております。

次に、法第40条であります。この条において市町村国民保護協議会の組織が定められております。本条第2項では、市町村長を協議会の会長に充てること、また第4項では、委員に充てるべき対象となる者を第1号から8号まで掲げ、この中から市町村長が任命するようになっており、第5項で委員の任期は2年と定められております。この委員の定数を条例の第2条第1項の規定でございしますが、ここで規定するものでございます。この定数は20名以内と規定するものでございますが、これは既に現存する厚岸町防災会議の構成メンバーを想定しているものであり、これとの整合性を図り、同様の定数とする内容のものでございます。

次に、左側、法第40条第6項及び第7項の規定ですが、ここでは協議会に置くことができる専門委員について定められています。一方、条例におきましては、第2条第2項で、この専門委員の任期を定めているものですが、専門調査のため必要に応じて置くこととなる性格のものであることから、当該調査が終了したときは解任されるものと定めるものでございます。

左側、一番下の第8項でございしますが、この条例を制定しようとする根拠規定でございます。この委任規定によりまして、必要な事項を条例で定めているものでございますが、条例第3条では、会長の職務代理を定めてございます。

次の条例第4条では、協議会の会議開催及び議決についての規定であります。会議の招集と議長には会長が当たり、会議の開会定足数を過半数とし、議決も出席委員の過半数と定めるものでございます。

条例第5条は、協議会に必要な応じて置くことができる部会についての規定を設けるものであります。内容については、記載のとおりでございます。

条例第6条につきましては、会長への委任規定でありまして、条例等に定めるもの以外で運営上必要な事項は、会長が協議会に諮って定めるものと規定するものでございます。

最後に、附則についてであります。この条例は、公布の日から施行すると定めるものでございます。

以上、大変雑駁な説明でございしますが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

●議長（稲井議員） これより本案に対する質疑を行います。

14番。

●田宮議員　ただいま厚岸町国民保護協議会条例、説明がありましたけれども、これでは国が国民保護条例ですね、ここにあるように、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律と、この法律は、どういう目的を持ち、どういう内容なのか、具体的なことは全然わからないですね。あなた方が出されたこの法律の章というのは、この法律の25条から31条、そういうようなことがここに出されておりますけれども、そもそもこの武力攻撃事態等における国民保護のための措置に関する法律、いわゆる国民保護法ですが、この法律全体をきちんとつかめるような、そういうものを出していただかないと、この条例の審議はできないのではないかというふうに思うんですが、その点はいかがですか。

●議長（稲井議員）　総務課長。

●総務課長（田辺課長）　お答え申し上げます。

この国民保護法の関係でございますけれども、これにつきましては、平成15年6月に有事関連の3法が公布されているわけでございますけれども、こうした有事法全体の中で国民を保護するための中核的な法律という形の中で位置づけられ、公布がされている内容のものでございます。

まず、もとになるのは、いわゆる事態対処法という法律、略称でございますが、事態対処法という法律がもとになるわけでございますけれども、これの基本理念というのは、国・地方公共団体が国民の協力を得つつ、相互に連携協力し、武力攻撃事態、こういったものが生じた場合については、万全の措置を講じなければならないということが一つ、それから、日本国憲法の保障する国民の自由と権利が尊重されなければならない、これに制限が加えられる場合にあっても、その制限は武力攻撃事態等に対処するための必要最小限のものに限られ、かつ公正、かつ適正な手続のもとに行わなければならないという基本理念、こういったものに基づいた法律がございまして、この法律の中で想定されている武力攻撃事態、この部分、これには地上部隊が上陸する攻撃、それからゲリラ・特殊部隊による攻撃、弾道ミサイルによる攻撃、航空機による攻撃、以上の大まかに4点、これについて武力攻撃事態というふうに言われているわけでございますけれども、この事態、それに緊急対処事態、これはテロ攻撃を想定したものでございます。この2つの事態から国民をいかに守るか、生命、身体及び財産を保護するという目的の中で、その避難、救援、先ほど申しました被害の最小化という3つの柱、こういったものをもとにこの法律がつくられてございまして、この中で大きくは国には基本方針、それから都道府県、市町村、こういったところにはそれぞれの計画、いわゆる保護計画、こういった部分、それから後に出てきます対策に当たっての組織、こういったような部分、それからいわゆる公共的機関に対します、やはり同じく計画、対応、こういったようなものも求められ、それぞれ定められるというのが、この法律の概要でございます。

資料としてお配りはしてございませんでしたけれども、概要については、そのような内容というふうになってございます。

●議長（稲井議員） 14番。

●田宮議員 そのあなたの説明だけではよくわからないんです。有事法制、有事法制というふうに言っておられるんだけれども、それは何か事があるということを考えておっしゃっておられますね。具体的には、どこかよその国から武力攻撃が行われるとか、そういうようなことが予想されるために、こういうものが法律として定められたのか。その辺は定かではありませんが、町としてはどういうふうにその辺はお考えなんですか。

もともと日本という国は、平和憲法を持って、武力もつかわなければ、武力攻撃を受けるあれもないという考えで一貫して今日まで来ているわけなんです、そのためにこういうものが今までは必要なかった。これからこういうものが必要になる。具体的な理由にはなっていないんですね、あなたのご説明では。もう一回お答えください。

●議長（稲井議員） 総務課長。

●総務課長（田辺課長） お答え申し上げます。

この国民保護法の制定につきましては、これまで数年の中の国会でもいろいろと議論をされて、法律の施行に至っているということでございます。おっしゃるとおり、日本は戦後60数年間にわたりまして、いわゆる平和の中で過ごしてきております。そういう時代背景も踏まえながら、国会の中でいろいろと議論をされ、結果としてやはりこの法律が必要だという結論に至って、法律の施行がされているというふうに理解をいたしております。この法律の中では、国自体だけで国民をいわゆる緊急時に保護するという形にはならないわけでご覧しまして、やはり国・都道府県・市町村の連携の中で、いかに国民の生命、身体を保護できるかという部分の基本的な法律が定められ、今回の条例に及んでいる、このように理解をいたしております。そういうような形の中で今回条例の制定に至っているということでございますので、ご理解をいただきたいと存じます。

●議長（稲井議員） 14番。

●田宮議員 3回目ですから。何かなければ、こういう法律はできないですよ。それで、ありもしない有事というものを想定して、有事法制というものを今回、今回というのは、この法律ができたのは平成15年6月、それから平成4年6月に有事関連法がそれぞれできたわけですね。7つの法律と3つの協定、条約、こういうものになって成り立っているというふうに言われているわけであります。

これに基づいて、この後、この協議会、こういうものを町がつくるわけですね。そして、それは国民保護計画の諮問をしなければなりませんので、あなたのご説明にあったように、この協議会条例をつくるんだということなんですね。具体的にこの中身はどういうものになるのか、その辺をもう少し具体的にお答えいただきたい。

それから、この計画の策定に当たっては、自衛官であるとか警察官、それから消防職員が加わると。既にそういうふうな体制でやっているところもあるようでありますけれども、厚岸町では計画を作成する上では、どのようにお考えでありますか。

それから、一番問題なのは、いずれ国民保護協議会というものが設置されるでありましょうが、今までやられていたところでは、いずれの計画も国との間では、あなた方は国あるいは道と協議をするけれども、この議会については報告だけで、協議がないというふうな段取りで行われているようではありますが、厚岸町ではどのようにお考えなんですか。

●議長（稲井議員） 総務課長。

●総務課長（田辺課長） お答え申し上げたいと思います。

市町村の保護計画でございますけれども、この保護計画につきましては、ご理解いただいているとおり、平成18年度、新年度に入りましてからおおよそ1年間の中で検討し、協議し、つくり上げる、このような形になってございます。内容でございますけれども、基本的には国の基本方針、それから既に北海道ではたしかこの2月末だったと思いますけれども、北海道の保護計画、これができ上がっております。市町村の計画、これにつきましても、この国の基本方針、それからその流れの中でつくられた北海道の基本計画、これに沿ったような形、連携した形の中で計画がつくられるという形になります。

その内容でございますけれども、概要だけ申し上げさせていただきたいと思います。

この計画の構成でございますけれども、まず、この計画の位置づけ、市町村の責務、こういった部分を明らかにいたします。第1章で、この計画の目的というような形で明らかにし、その計画の位置づけも明らかにしたいということでございます。

それから、この保護計画の措置に対します基本的な方針、こういったものも明らかにする。それから、関係機関との事務または業務の大綱等、一体どうということがされるのかという部分についても、この計画の中では明記したい、このように思っておりますし、それから特徴としては、この厚岸町における地理的あるいは社会的な特徴という部分を挙げながら、何が課題になるのかというような部分も整理すべきというような形になってございます。

これが総論的な部分でございますして、続いて、平素からの備えや予防ということでございまして、市町村におきます組織体制の整理、これは平時における各部署でどのような業務を担当するのか、職員の参集基準はどうするのか、消防機関の体制はどのようにするのか、どう調整するのか、こういうような部分、それから関係機関との連携体制の整備ということで、今、一部消防のことを触れさせていただきましたけれども、ここでは近接町村との連携、それから指定公共機関との連携、ボランティア団体との関係などがうたわれます。

さらには、通信の確保をどのような形で行っていくのか。それから情報収集をどうするのか、提供をどうするのか、こういった部分。それから、訓練をどうするのかという部分です。こういったような部分、それともう一つは、物資及び資材の備蓄、こういったものをどうするのか、国民保護に関します町民への啓発、こういうような部分も含めまして、この第2編の平素からの備えや予防という部分で規定するものでございます。

続いて、第3編でございますけれども、ここでは武力攻撃事態等への対処ということで、実際に武力攻撃等があった場合、もしくはテロ行為のようなものがあった場合、初

動連絡体制はどのようにするのか、初動措置をどのようにのかと、それから市町村対策本部の設置、これについてどのような形で行うのか、こういったようなことをここでは定めます。関係機関相互の連携という部分についても、ここの分野で触れていくような形になります。

それから、第4章の関係でございますけれども、ここでは警報及び避難の指示、こういった部分について細かく計画の中に盛り込むような形をとるというふうになってございます。

以下、5章では救援の関係、6章では安否情報の収集・提供、7章では武力攻撃災害への対処ということでございまして、ここでは具体的に災害の兆候があった場合に、どういう措置するのか。退避の指示、警戒区域の設定、こういったような部分をどのように行っていくのかというようなことを、個々定めることになります。

第8章では、被災情報の収集と報告ということでございまして、第9章では、保健衛生の確保その他の措置ということでございます。

そして、第10章では、国民生活の安定に関する措置、11章におきましては、特殊証書等の交付及び管理ということで、啓発、啓蒙等に使う証書関係の部分でございすけれども、そういったこともうたうと。

第4編でございすけれども、ここでは、復旧等について応急対応の関係、それから国民保護措置に要した費用の支弁等、これにつきましては、国民保護措置に要した費用については、国への負担金請求という部分、この部分についても計画の中に明記をしていくということになりますし、損失補償、損害補償等についても、こういった計画の中に入れ込んでいくという形になってございます。

以上、口頭ではございますが、国民保護の計画の中に織り込むべき内容というのは、今申し上げたような概要でございます。

それから、協議会の構成の関係でございます。

先ほど提案理由の説明の中で、防災会議、災害時におけるいろいろな地域防災計画、こういった部分を検討するための防災会議委員が既存であるわけでございますけれども、この構成メンバーと同じというふうに考えてございます。一方では自然災害でございすけれども、やはり町民の生命、身体、財産、こういったものの被害を少なくする、あるいは守るという形になりますと、同様の部分があるかと思えます。そうした中におきまして、この防災会議の委員をもって同じような形の中で、この国民保護法に基づく計画、こういった部分も検討していくのが適当であろうというふうに考えてございまして、ここにはご質疑の中にありました厚岸町の警察署、それから消防機関も入っておりますし、災害同様、自衛隊の委員、こういったものも含めるようにいたしてございます。

それから、3つ目でございます。議会につきましては、この計画、おっしゃられるとおり、法律の中で報告の義務がございす。計画が策定された時点におきまして、これは議会の方に明らかにする。もちろん町民の方にも明らかにするということでございすけれども、そういうような法律体系になってございまして、この計画につきましては、先ほど言いましたように、協議会の中で意見をいただき、さらには北海道との協議の中で策定をいたし、それを報告するという形になっておりますので、ご理解をいただきたいと思えます。

●議長（稲井議員） 他にありませんか。

●田宮議員 よろしくない。もう一回だけお願いしたいんですが。

●議長（稲井議員） 3回終わっているんですが、特に手短にご質疑願いたいと思います。
14番。

●田宮議員 議会に対して報告はするけれども、協議はしない。そういう答弁だったというふうに思いますが、これだけ大きな問題ですから、報告だけということにはならないのではないか。議会というのは、一体何のためにあるんだということではないかと思うんですが、もう一回ご答弁ください。

●議長（稲井議員） 総務課長。

●総務課長（田辺課長） お答え申し上げたいと思います。

今回のこの協議会、それから計画ともに、ご案内のとおり法律に基づいていわゆる組織化し、策定をしなければならないというものでございまして、この計画の策定につきましては、市町村長の義務といたしまして位置づけられている内容のものでございます。そういった中で、やはりこの住民の意見、こういったようなものを取り入れながら、あるいは関係機関等の意見を取り入れながら、やはりこの計画を推進していく上で、最も適当と思われるような内容のものを策定していかなければならないという形の中で、この協議会が組織され、ここでそれぞれの立場、専門的な意見等も踏まえながら、この計画を策定する。さらには、先ほども申し上げましたけれども、北海道の計画との整合性、こういったものもとらなければ現実的には機能しないということに相なりますので、そういった協議を経て策定をするという趣旨のものでございまして、議会での議決事項としては位置づけられていないということでございます。

そのような法体系の中での取り扱いになっているということで、ご理解をいただきたいと思いますが、なお、こういった計画につきましては、当然協議会の意見、こういった部分も踏まえながらつくるわけでございますけれども、中間等々の情報、こういったものをできるだけ提示といいましょうか、公開するような形、手法、こういったようなものも考えてまいりたいかと、このように思っております。具体的な手法、それに当たっての具体的な手法等々につきましては、今後、検討をさらに加えさせていただきたいと思っておりますけれども、そのような考えでおりますので、ご理解を賜りたいと思います。

●議長（稲井議員） 12番。

●谷口議員 今回、32号と33号、この後提案される議案なんですが、非常に密接に関連する議案でありますけれども、今、田宮議員の方から質疑がありましたけれども、この間

題が今本当に必要なものなのかどうか、この辺については、私は非常に疑問があると思います。先ほどの質疑の中にもありましたけれども、戦後60年間、平和憲法のもとで我が国は平和を維持してきているわけであります。そういう中で、なぜこのような条例を厚岸町としても制定をしなければならないのかということに対しては、多くの人が疑問を持っているのではないのかなというふうに考えます。これは、結果的には先ほどの説明にありましたように、地域の住民が意図しようが意図しまいが、国の方針でどんどん進めてしまうと、一方的にこれを押しつけてきているというのが今回の国の方の問題ではないのかなというふうに考えております。

それで、先ほど田宮議員の質問にお答えになっておりましたけれども、武力攻撃について、やはり本当にそういう危険性が現実として考えられるのかどうか、その辺について、やはりきちんと検証していく必要があるのではないのかなというふうに考えますけれども、それらについてはどのように考えているのか、もう一度お答えをいただきたいというふうに考えます。

それから、もう一つは、今回このような議案が提案されているわけでありますけれども、先ほどからこの協議会のメンバーの問題なんかも話をされておりますし、それから、具体的にはその協議会での内容等についても話をされておりますけれども、今、厚岸町が考えているメンバーなんですけれども、これは例えば防災会議のメンバーを中心に考えるということなんですけれども、例えばこの協議会のメンバーに、戦争反対をすると、あるいは平和憲法を守ろうとか、そういうことを考えている人はこういう協議会には入ってはならないものなのかどうか、そういうメンバーを選ぼうなんていう気はあるのかどうか、その辺についてはどのように考えているか、お伺いをしたいと思います。

それから、厚岸町が今後計画を立案していく中で、先ほども日常ふだんの訓練だとか、そういうものが当然必要になってくるということになれば、地域ごとのいろいろな組織なんかも当然考えていかなければならないのではないのかなということになっていくと思うんですけれども、例えば戦前の隣組を想起させるような、そういうことまで含めて考えられるんですけれども、そういうものに対してはどういうふうに考えているのか、まずお伺いをいたします。

●議長（稲井議員） 総務課長。

●総務課長（田辺課長） お答え申し上げます。

まず、この武力攻撃等を想定した国民保護法、それに基づくこういった組織、計画、こういったものが本当に必要なものなのかというご質疑でございますけれども、先ほども申しましたとおり、この武力攻撃、それに加えてテロということで緊急事態の部分、この2つに対応するという法律の目的でございますけれども、特に後段の方の緊急事態、こういった部分につきましては、地下鉄サリン事件のようなものが現実に起きておりますし、こういったものもこの法の規定に基づく対応の対象になると、このように言われてございます。

そういったようなこと等を踏まえまして、やはり国会論議の中、やはりこれは国としてこういった対応、こういった万が一に備えての備えというものが必要だという考えの

もとで法律が制定され、その法に基づく対応という部分につきまして、日本全体で取り組もうとしている状況でございまして、そういった部分を踏まえますと、やはり厚岸町といたしましても、この万が一に備えた備え、こういったものの対応は必要であろう、このように考えておりますし、そういった考えのもとで本条例の提案をさせていただいているものでございますので、ご理解をいただきたいと思います。

それから、防災会議の委員でございますけれども、この組織委員につきましては、先ほどもご説明申し上げましたけれども、基本的には法律の第40条、国民保護法の第40条でございますけれども、ここで委員に加えるべき方といいましょうか、性質、そのような部分を第4項の1号から8号まででございますけれども、ここでうたい込まれてございます。この中から基本的には市町村長が任命するということでございまして、こういった趣旨に基づいて、メンバーの選定をいたしたいというふうに考えております。

そして、防災会議の委員でございますけれども、これは自然災害のときにも同じくやはり町民を避難させる、あるいは救援するというような任務があるわけございまして、相通ずるものがあるだろうとの考えの中から、防災会議の現在選任をいたしております立場にいる方々、こういう方々を委員として同じようなメンバー、20名でございますけれども、そういったふうに横並びといいましょうか、そういうような同じような形で現在考えてございます。

それから、いわゆる対応という部分では、地域ぐるみに入っていくときに、いわゆるそれぞれの地域でどのような組織になるんだというようなご質疑でございますけれども、実際にこの避難行動を起こす、あるいは救済行動を起こすという形になりますと、これもやはり自然災害と同じように自主防災組織であると、それから地域に密着している消防団組織であると、あるいは町内会自治会の組織、こういった既存の組織の力を借りし、協力を得ながら対応をしていくというのが考え方でございますし、私どもは今考えているのはそういった既存の自主防災組織の形、これを活用しながら対応をしてまいりたい、このように考えているところでございます。

以上3点でございますけれども、そのようなことでございますので、よろしく願います。

●議長（稲井議員） 12番。

●谷口議員 今説明を受けたんですけれども、何か地下鉄サリン事件まで引き合いに出さないと、この問題の組み立てができなくなるというようなことなのかなというふうに思うんです。今盛んに言っていることは、先ほどから何回も言っていますけれども、武力攻撃に4つの類型があるということで、着上陸攻撃あるいはゲリラ、ミサイル、それから空の航空ですね。それから緊急事態の対処として4つ、施設攻撃あるいは多数の人の集合、殺傷物質、自爆テロ、こういうものが考えられるというようなことを挙げて、これにどう対処するのかということなんですよね。地下鉄サリン事件はちょっと違うんじゃないのかなというふうに思うんです。それまで挙げなければならないというのは、ちょっとこの趣旨から言っても違うのではないのかなというふうに私は思うんです。

そういう中で、やはり私は、本当に平和を希求していくのであれば、どういう立場を

とらなければならないのかをやはりきちんとしていかないと、こういう何か国の方から言われれば、言われるままにただそれを受け入れて、それを進めていくと、スケジュールどおり進めていくということには、私は非常に疑問を持つというふうに考えるわけがあります。

それから、この協議会のメンバーなんですけれども、結果的には先ほども申し上げましたけれども、例えば思想・信条の自由というもの、これ当然保障されていますよね。そういう場合に、そういうものをきちんと把握された上で、平等の立場でそういうものが考えられているのかというと、非常に疑問なものではないのかなというふうに思うんです。

それから、自主的な防災組織、それらも含めて先ほども申し上げましたけれども、戦前の隣組みたいな組織になって、絶えずお互いが監視されているような状況に追い込まれていく、そういうものにつながっていく危険性を持った、そういうものであるというふうに私は思うんですけれども、それらについてどのようになっているのか。

それから、何よりも国民一人一人をきちんと守っていくという上で、今いろいろな個人保護の問題がたくさんあります。そういう中で持っている、役所が持っている情報、これらがきちんと守られていくのかどうなのか。結果的には今、住基ネットも立ち上がっていますよね。そうすると、これはもう全国的に一発でその情報が出るというような状況になっていますけれども、それらに対してどういう対応をしていくのか、これらについてもご説明をいただきたい。

それから、今後の計画、厚岸町がつくろうとする計画、これは厚岸町がつくるのか。いろいろな情報によると、さまざまなコンサルタントの会社が相当セールスに歩いているというふうに聞いていますけれども、そういう業者にこれも委託をしてつくり上げるのか、それとも何か国の方がつくったモデルに沿って、それでよしとする計画なのか、その辺についてもお尋ねをいたします。

●議長（稲井議員） 総務課長。

●総務課長（田辺課長） お答え申し上げたいと思います。

まず、協議会の委員の関係でございますけれども、この協議会の中で検討する部分につきましては、市町村のつくります対処計画、これの内容審議が主でございます。もうほとんどこれだと言っても過言ではないのかなというふうに思っておりますけれども、この計画の中でございますけれども、これにつきましては、万が一にそういうような事態になったと、事態が起きそうなとき、いかに町民を速やかに安全に避難をさせるか、そのためにはどういった交通機関なり、ルートなり、施設を活用しながら避難行動をとっていくのがいいのか、それから、そのためのものをつくり上げるには、関係機関とどのような連携体制をとった組織をつくればいいのか、こういったような計画、これを組み立てるというものでございます。したがって、それぞれの立場、それぞれに対応する関係機関の方がやはり委員に加わっていただいて、その中で実際の万が一のときの行動計画、こういったものをやはり適切な形でつくり上げていくということが、この協議会の役割、こういった部分になろうかというふうに思っております。

したがいまして、先ほどから何度も申しておりますけれども、やはりその考え方というのは自然災害に対応する考え方と相通ずるものがございますので、ここではやはりそういう実質的な、いわゆるそれぞれの動き、行動計画、こういった部分をつくるのに必要な知識あるいはそれぞれの考え方、こういったものをいただきたいということで防災会議の委員と同様の者で組織をしたいというふうにお答えをさせていただいているものでございますので、ご理解をいただきたいと思います。

それから、2点目、地域での戦前の隣組のような組織にならないのかというご心配でございますけれども、今ここでいわゆる武力攻撃それから緊急対処事態、こういった部分、いずれにいたしましても、これからこういう事態からいかに安全に避難する、自分たちの住民の命を守るのかというのが主でございまして、活動もその部分に限られるわけでございます。計画の中身もそういう部分がほとんどでございます。そういった形の中でつくられる組織でございまして、これもやはり自然災害における地域でのそれぞれの役割、これにも相通ずる部分があるのかな、このように理解をいたしております。

それから、いわゆる個人情報の取り扱い、これについても当然で、おっしゃるとおりでございまして、そういった個人情報の取り扱い、これは住基ネット等々もございますけれども、そういった時代背景の中にあって、やはり守るべき個人の情報というのはきちっと守っていかなければならない、こういう背景の中で個人情報保護法も制定され、その趣旨に基づいて取り扱いがなされているわけでございます、これらについては、やはりこの個人情報保護法の趣旨、こういったものを大事にとらえながら対応をしていくべき、このように考えてございます。

最後の質問でございます。計画づくりの中にいわゆるコンサル、こういったものの導入を考えているのかということでございますけれども、私どもの方にはそういったセールスは来ておりませんし、私どもはそういったコンサル、こういったものを入れましてつくるという考えは持ってございません。素案づくりにつきましては、庁内のいわゆる内部で立てますし、協議会との意見調整、こういったものを踏まえながら適切な計画を策定いたしたい、このように考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

●議長（稲井議員） 12番。

●谷口議員 何かどこかで台風が発生して、厚岸町のどこかがたまたま地滑りが起きたとか、地震でちょっとした災害が起きた、そういうときと同じように考えていいんだというふうに聞こえるんですけども、今回これを計画しているのは、そういうものではないというふうに私は思うんですよね。何でこういう法律、そして地方自治体にまでそれを徹底しなければならないのかということになると、やはり不足の部分は、国民や住民にきちんと対応してもらおうということを位置づけたのがこの国民保護法であり、今回提案されている議案ではないのかなというふうに思うんです。さまざまなことが行われている中で、結果的に日本はアメリカに守られているんだというふうに盛んに宣伝されています。そして、自衛隊は国を守るために頑張っているんだ。だけど、それでは足りないから、結果的に国民や住民にその一端を担ってもらおうというのが、この国民保護法の大きなねらいではないのかなというふうに私は思うんです。ですから、今回出され

ているこの問題を、私はそうですかというふうにはとらえるわけにはいかないんですよ。今後、これが実際に具体化していく中でさまざまな規制だとか、そういうものが出てくるんですよ、当然。先ほどから言っているように、思想・信条の問題から、財産権の問題から、プライバシーの問題、そういうものをどうやって守っていくのかというのが、地方自治体の一番大事な役割ではないのかなというふうに思うんです。それをきちんとはっきりさせない中で、このような条例案を出してくるということに対して、私は非常に憤りを感じるわけであります。

実際にもう国はこれを具体化するために、国レベルではこういうことをやります、道ではここまでやりました、今度、厚岸町は市町村はここまでやりなさいよというふうになって、今回出てきているわけでしょう。それで、今回これにのっとって、どうしても厚岸町が今回こういう条例を出すということになると、一番大事なのは、今、平素の取り組みをどうやってやるのかということなんですよ。これをきちんとやらないものであれば、今立ち上げる必要は何もないんです。だから、ここで言われているのは、国民保護計画の策定だとか、国民保護協議会の設置、研修及び訓練の実施、消防団や自主防災組織の育成支援ということなんですよ。それで、その事態が生じたら、警報の伝達だとか、避難の指示、警戒区域の設定の応急措置、都道府県との役割分担に基づく救援等、あるいは安否情報の収集や報告、こういうものをやっていくということになるわけですが、こういうことが今回進められていくと、結果的に以前のような国民総動員ということになりかねない、そういう危険なものになっていくと思います。そういうことと言えば、先ほど、田宮議員の質疑の中にありましたけれども、今回計画をつくっていく中で、地方議会が何の役割も果たすことができない、そういう立場に置かれてしまうわけです。これではやはり私は変ではないのかなというふうに思うんですけれども、その辺について、もう一度ご答弁をお願いいたします。

●議長（稲井議員） 総務課長。

●総務課長（田辺課長） お答え申し上げたいと思います。

この法律の目的につきましては、これまでも私は何度も答弁を申し上げておりますけれども、そういった中のそういった背景、そういった部分を踏まえた上で、やはり万が一に備えた体制をきちっととらなければならないとの考え方、こういった部分から法律が策定されてきているという部分をまずご理解いただきたいと思いますし、特に緊急対処事態、これはテロということでご説明申し上げますし、国もそのように説明いたしておりますけれども、これは、いつ、どのような形で行われてくる、どのような背景があるのかわからない状態の中で起きているという例もございます。こういった事態は、決してこれから何十年も100%起こらないとは言えないというふうに思いますし、そういったような考え方の中で、こういった法律が制定されてきているということもございますし、町村にはやはりそこに暮らす住民の生命、身体、財産を保護しなければならないという、これまた大事な責務があるわけでございまして、こういった万が一に備えた法律体系に基づいた備え、いわゆるこの備えといいますのは、先ほどから申しているように、有事の際に、いかに住民の命を守るのか、どのように避難行動

を起こすのかということが主でございます。そういった中での計画をつくるということでございますので、これはやはり保護の趣旨に沿って町村が取り組まなければならないものであろう、責務を持っている、このように考えてございます。

それから、計画の策定に当たっての議会の関与という部分でおっしゃられているわけでございますけれども、これもやはり先ほど田宮議員にもご説明申し上げてきておりますけれども、中身につきましては、これまた何度も申し上げておりますように、住民の避難、安全をどう確保するかという部分が主でございます。ここの部分について、いわゆる地域防災計画同様に、今度は協議会の委員、それぞれの立場にある協議会委員の意見、考え、こういった部分を取り入れながら、厚岸町にとってどうすることが一番適切なのかという部分を組み立てたいということでございます。そういう内容でございますので、その法の趣旨に沿って私どもは進めてまいりたいというふうに思っておりますし、なお、先ほども申しましたように、中間での情報等々につきましては、できる範囲の中で提示をするように心がけてまいりたいと、このように考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

●議長（稲井議員） 他にありませんか。

8 番。

●音喜多議員 今聞いていて、出されたときから、これは大変な問題だなというふうに私は自分自身ではそのように考えておりました。今お二人の議員の方々からご質疑をいただき、そしてその答弁を聞いてみて、本当にこんなものが必要なのかと、私自身は本当に、ただ、今、課長の言われるのは、国がこういうものをつくって地方に押しつけてきた、期限をつけて押しつけてきているから、やらなければいけないんだということで終始しているわけですが、そもそもこの法律ができてくるというか、末端の町民にまでこういう形を押しつけてくるのは、ご存じのとおり、アメリカのテロ発生以来、それ以前に日本でもこういうことをつくりたいということは言われていたわけでして、きっかけがアメリカで起きたテロ事件以来、日本ではこれを整備して速やかに出てきたと。だから、先ほど言っていたサリンというのは、そのところは、いろいろなものの話題をあおってこの法律を正当化させるというのが、政府というか国のやり方なんだろうというふうに私は思っております。

どうしても聞いてしっかりしておかなければならないのは、今、課長は、自然災害とそれからこの法律のもとである人為的行為による、それを一緒にして考えているわけですね。結論からいうと、財産も身も守るということも、これはどんなことからしても、それは最後はそういうことになるのかもしれませんが、自然災害とこういう武力攻撃というか、人為的なことによる、そのことを一緒にして町民にそのことを押しつけるというか、それに対する対応の仕方を町民に協力を求めるということに、そもそも考え方が私はずれているなというか、非常に考え方が、もうこういう状況のどさくさに紛れて何でもというような、あおり立てたようなやり方をしているなというふうに思わざるを得ないわけであります。

そこで、先ほどの答弁の中にも、議会に対しては何ら報告程度と、しかし、これは実

際にかかわることは町民にかかわることであるわけですね。事が何かと、それがまた町民においても、先ほどから言われているように、それぞれの生き方や、それぞれの考え方、いろいろなことがあって、いわゆる自然災害ならみずから守らなければならないけれども、人から加えられる攻撃というか、危害に対してどう守ればいいんだというところが、今回の法律のあれなんだろうけれども、しかし、それを町民にこのことを教えというか、周知しないというか、PRしないで、内部でそういう立ち上げていろいろなことをして、そして後から、いわゆる自然災害というか、防災訓練等を利用して、そういうことをやろうという自体が、非常にやり方としては汚いやり方という言葉的にはどうなのかわかりませんけれども、そういうことを当初から、国からこの法律の制定を求められたときに、内部でそういう検討をされたのかどうなのか。ということは、全然そういうことなくして、頭からこれはそのまま一緒にして考えようと、自然災害も武力攻撃も、そういうことも一緒にしてこの法律を出せばいいんだという考え方のもとで、今回このようにして出てきているものなのかというふうに私はとります。ということは、説明がすべてそういう災害、自然災害も訓練の対象にはなるわけですがけれども、私が見たその自然災害のことに町民が協力することによって、それがまたそういう攻撃というか、含めた訓練の成果という報告をするのか、そういったことが当然今の考え方の中では、みそくそという言い方はあれですがけれども、そういうことだろうと思います。

それで、1つ聞きたいのは、今言ったように、内部で立ち上げて、そのことを町民に知らせないけれども、いざというときには町民に協力を求めますよと。その手腕ですよ、それはどのようにというか、今まで答弁されている中の一つとしては、自然災害に名を借りたそういう訓練に備え、そういう要請するときに、そういうふうに町民に周知していくという考え方なのか。あるいは、あくまでも内部で密閉していて、いざというときにそれを出すというやり方なのか、非常にこれだけの大きな問題というか、町民にかかわることが、その辺が要は行政と一部の国との間だけでそのことが成立していれば、町民は————— になっていいという考え方なのか、非常にその辺はこの法律の目的とするところで、恐ろしいところがあるというふうに私は思います。

それから、この条例を出すに当たって、期限があると先ほど言っていました。ほかの市町村もこういう形で出ているんだろうと思います。国はそういうこと、余り市町村の独自性というか、そういうものを加味することなく、この法律をおろしてきているようですから。ですから、この人選に当たっても、特定というか、先ほど言ったように、いろいろな各分野とはいっても、主に行政にイエスマンでなければならないような方々ばかりですよ。そんなことからして、そういう選び方をするんだろうと思うんですが、次の条例で、具体的に町民に求めてくるということになるような気がします。そんなことからすれば、この保護協議会設置いわゆる庁内でそういう独自の部分をつくり上げるといふことの構成ですがけれども、それは今第7条までの人選でやるということですが、そういった全くその審議過程を、審議というか、つくっている過程は全然、結論が出てから議会に報告するということですね。その辺のところを確認しておきたいと思います。

1 回目の質疑を終わります。

●議長（稲井議員） 総務課長。

●総務課長（田辺課長） お答え申し上げます。

るる考え方はあるかと思いますが、この計画でございますけれども、非公開にするというような考え方は持っておりませんで、先ほどから申しましているように、素案段階、検討段階においてもやはり出せる段階、そういったものについては適宜出すように心がけたいというふうに考えておりますし、この法に関して協議会を設置するという目的の中にも、広く住民の意見を求める、そのためにこの協議会を設置するんだというような内容になってございます。そういう意味からしますと、策定するまで一切町民の目に触れさせないというような内容のものではもちろんございせんし、逆に案の段階で提示して、それぞれの意見をいただく。そして、その協議会の中でもそうした意見、反映できるものは反映するというふうに取り進めることがよろしいかというふうに考えております。その手法については、さらに検討を加えさせていただきたい、このように申し上げているわけでございますので、ご理解を願いたいというふうに思います。

それから、今回の条例提案に当たって、どこまで内部の検討をしたのか、そのまま受け入れたのかと、こういうようなご質疑でございますけれども、この法案そのもの、もとなる法案そのものは、今まで何度も申しましたように、日本全体の中での論議の中、結果として必要であるというような形の中で成案がされたものでございまして、この法律に基づいてそういった国民の安全を確保するという形になりますと、やはり先ほどから申しましているように、国の機関、国だけでは対応は不可能ということでございます。やはり、それぞれの地方公共団体、こういった部分、それからそれぞれの地方の公共機関、こういったようなものが機能して、初めて適切な住民の避難という部分の体制がとれるということでございます。有事において、その危険から住民の生命、身体を守るということで、避難行動を起こさせるという部分につきましては、これは災害に共通する部分があるんだということで申し上げているわけございまして、その起きる事象そのものについては、おっしゃられるように当然違いがあるわけでございます。こういった部分につきましては、やはり事態が起こらないように、これは国の外交、政治、こういったような部分の力に当然大きくかかわってくるでしょうし、国民も当然それを望んでいるというふうに私も理解をいたしております。

ただ、ここで今、条例で協議会をつくり、市町村で計画をつくるというのは、先ほどから申しましているように、もし万が一にこういったような事態が起きたときにはどうするんだ。特に、この武力攻撃のもう一方の方の緊急対処事態、こういった部分については、日本においても、決してテロが全くないというふうには言い切れないというふうにも一方で言われてございます。そういった部分にやはり対応するという部分の形の中で、こういった体制づくり、いわゆる国民の安全をどう守るのか、確保するのかという体制づくり、これのためのものが今進められているところでございます。そういった形の中で考えますと、やはり市町村、地方自治体というのがそこに住んでいる住民の安全をいかに確保するか、これは重大な責務であり、義務であるというふうに考えてございます。そういった中で、国、都道府県、市町村、それぞれの役割の中で役割分担を明確にしようと、そして対応策を明らかにしておこうというのが今回の取り組みでございま

すので、こういった趣旨に基づいて、この計画づくりに取り組むことがやはり求められているというふうに理解をしておりますので、よろしくお願いをいたしたいと存じます。

●議長（稲井議員） 8 番。

●音喜多議員 時間も長くなっちゃっていますけれども、なかなか課長もラジオで放送していた国会議員が説明すると同じようなことを説明するなというふうに、私も今頭の中でよみがえっていますが、課長も閣僚の一人になれるのかなというくらいの、そういう答弁が、なかなかこれに相当研究というか、苦労がされていたなというふうに思います。

結論から言うと、こんな法律というか、こんなことをしなくてもいいようなことなんでしょうけれども、今のこういう時世というか、物騒な世の中になっております。それはやはり日本もこれだけの軍備を持ったり、あるいはいろいろな国へ出かけていっての反面、ボランティア的なこともやっていますが、最近どんな状況というか報道を見ても、日本の国防というか、そういうものに対しては非常に他国では危険を感じていらっしゃるようでして、おのずとして、こういうアメリカと一緒に、アメリカの傘に入っている限りは、こういうことを思っていかなければいけないんだろかなというふうにつくづく思うところでございます。

先ほど質疑させていただいた中で、町民にどうやってこのことを、仮に事象あった場合、その周知の仕方というか、その過程のプロセスをどのように組み立てていこうとしているのか、私はその例として、例えば防災訓練いわゆる毎年 9 月あるいは時期をずらして 10 月にやっている、それを一つのモデルとしてという形でとらえているのか。そういったことが町としては、町民とのかかわりの中でどういう法律に基づいた具体的な行動と申しますか、日ごろからの防災もそうですけれども、よく言われることは、日ごろからそういう対応を有事に備えてということをよく言われますが、そういうことにならないように私は願いますし、皆さんもそう願っていると思いますけれども、しかし、いざこういう法律が通ってつくり上げると、次の手段として国は報告を求めてくるでしょう。恐らくそのことは間違いないと思います。そういったことでは、町はどのように考えていて、こうして提起しているのではないかと思いますので、その辺を伺います。

●議長（稲井議員） 総務課長。

●総務課長（田辺課長） この訓練等に当たっての住民の参画のあり方というようなことととらえさせていただいて、ご答弁申し上げさせていただきたいと思います。

この国民保護法、それから計画づくりの計画の内容であるとか、こういった部分については、時期等々を見ながら、やはり事前に周知をしていきたい。周知方法につきましては、広報紙の活用あるいはホームページの活用、手段はありますけれども、そういった中で、これから研究と検討を加えさせていただきたい、このように考えております。

それから、どのような形で住民参画を求めていくのかということとございますけれども、確かにこの計画をつくりまして、その計画が機能するかどうかという部分の検証というのは訓練という形で出てまいります。訓練の形につきましても、実際に行動を伴わ

ない図上訓練であるとか、あるいは関係機関だけ動く実動訓練であるとか、それから住民も一緒に参加しての実体訓練であるとか、こういうようないろいろな種類があるわけでございますけれども、一つは共通して言える部分については、避難行動を皆さんと一緒に起こすという部分では防災訓練、これに相通ずる防災訓練の避難訓練ですけれども、それに相通ずるものがあるというふうにも言われてございますけれども、この訓練のあり方もどうするか、どのようにしていくかという部分につきましても、今後この協議会、組織の中で行う市町村計画づくりの中で、当然この訓練項目も加えていかなければならないことになりますので、どれが適切なのか、どれが住民にとってより適切なものなのかと、こういった部分について十分論議、意見交換をしながら定めてまいりたい、このように考えておりますので、よろしくご理解を賜りますようお願いをいたします。

●議長（稲井議員） 他にありませんか。

（「なし」の声あり）

●議長（稲井議員） なければ質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「反対」の声あり）

●議長（稲井議員） 討論ありますか。

（「あります」の声あり）

●議長（稲井議員） 討論があるという発言がありましたので、これより本案に対する反対の討論を行います。

14番。

●田宮議員 私は、議案第32号 厚岸町国民保護協議会条例の制定について反対をしますのであります。日本国憲法の前文あるいは第9条は、戦争放棄また戦力及び交戦権を否認しているわけでありまして、この有事法制はまさに憲法違反の代物だと言わざるを得ないわけでありまして。戦争のために自治体や公共機関、民間企業に戦争協力の計画づくりや実行を迫り、平時から戦争に備えさせる体制をつくろうとするものであります。周辺事態法と違い、懲役刑や罰金を持った罰則さえ定められております。

政府自身、他からの武力攻撃など考えられないというふうに言っておりますが、明らかにこの法制はそれに矛盾しているわけでありまして。戦争のための有事法制と言ってしまうではありません。そのことを前提にして、この厚岸町国民保護協議会条例は策定をされているわけでありまして、以上のような趣旨から、議案第32号 厚岸町国民保護協議会条例の制定について反対をしますのであります。

- 議長（稲井議員） 次に、賛成者の賛成討論を行います。
ありませんか。

（な し）

- 議長（稲井議員） なければ以上で討論を終わります。
これより起立により採決を行います。
お諮りいたします。
本案に賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

- 議長（稲井議員） 起立多数であります。
よって、本案は原案のとおり可決されました。

- 議長（稲井議員） 日程第5、議案第33号 厚岸町国民保護対策本部及び緊急処理事態対策本部条例の制定についてを議題といたします。
職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。
総務課長。

- 総務課長（田辺課長） ただいま上程いただきました議案第33号 厚岸町国民保護対策本部及び緊急処理事態対策本部条例の制定について、その提案理由及び内容についてご説明申し上げます。

本条例の制定につきましても、さきの議案第32号と同様に、いわゆる国民保護法の規定に基づいて必要となった市町村条例を設けるもので、同法第31条の規定及び第183条の準用規定に基づき、市町村国民保護対策本部及び市町村緊急処理事態対策本部の設置等に関する条例を制定するものであり、この目的を条例第1条で規定をしているところでございます。

この議案につきましても、先ほどの議案と同様に、国民保護法と条例とを対比したものを説明資料として配付させていただいておりますので、これによりましてご説明申し上げます。

なお、資料の左側表記は国民保護法の関係部分であります。ゴシック文字、ちょっと見えづらくなっているかなというふうにも思いますが、ゴシックの太文字で括弧書きされている部分でございますが、この法律の183条の規定によりまして、緊急処理事態等に準用がされた場合の読みかえ規定ということでございます。そのようにご理解をいただきたいと存じます。

内容の説明に入らせていただきます。

まず、法律の第25条でございますが、武力攻撃事態または緊急処理事態に応じて、内閣総理大臣が対策本部を設置すべき都道府県及び市町村の指定について、その手続等が

規定されているものでございます。なお、国民保護対策本部は、他国からの武力攻撃事態に対処して設置するものとされ、一方、緊急対処事態対策本部は、テロ行為等による事態に対応して設置するものとして区分がされているものでございます。

次の法第26条でございますが、内閣総理大臣の行う指定について、都道府県または市町村からこれを行うよう要請もできると定めている内容のものでございます。

次の法第27条でございますが、内閣総理大臣から指定を受けた際の都道府県及び市町村における対策本部の設置義務並びにその所掌事務が指定をされてございます。内容は記載のとおりでございます。

次の法第28条でございますが、設置する対策本部の組織に係る規定でございます。第1項で、市町村の対策本部長には市町村長が当たるとされてございます。この対策本部長の職務について、条例の第2条に規定するものでございますが、本部長は対策本部の事務を統括するという内容で定めるものでございます。

次のページをお開き願いたいと存じます。

法第28条第4項及び第5項でございますが、市町村対策本部を構成する本部員についての定めであります。これを受けまして、右側にありますように、条例第2条第2項では副本部長の職務をうたい、第3項では本部員の職務を、第4項及び第5項では本部長、副本部長及び本部員以外に置くことのできる職員の定めを設けるものでございます。

次の条例第3条でございますが、対策本部の会議についての規定を設けるものでございますが、第1項では会議の招集について定め、第2項の規定は、その左側に記載されている法第28条第6項に基づいて、会議に出席した国などの職員に意見を求めることができると定める内容のものでございます。

次に、条例の第4条であります。対策本部に班を置くことができることとして、班の構成とその事務について定めるものでございます。内容は記載のとおりでございます。

次に、条例の第5条であります。これは、左側の法第28条第8項の規定によって現地対策本部を設置する場合の組織に係る事項を、記載のとおりの内容で定めるものでございます。

次に、条例第6条であります。本部長への委任規定でございます。

次のページをお開き願いたいと思います。

条例の第7条につきましては、先ほど説明しましたとおり、緊急対処事態対策本部にも規定を準用するとの定めでございます。

以上が条例の規定であります。このほか法律の29条で対策本部長の権限が規定されておりますし、また法律第30条では、対策本部の廃止に関する規定が設けられておりますが、内容の説明は省略させていただきます。

なお、提案しております本条例は、附則において公布の日から施行すると定めるものでございます。

以上、大変雑駁な説明であります。よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

●議長（稲井議員） これより質疑を行います。

(「なし」の声あり)

- 議長（稲井議員） なければ質疑を終わります。
お諮りいたします。
討論を省略し、本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」「異議あり」の声あり)

- 議長（稲井議員） 異議ありの発言がありました。
起立により採決をしたいと思いますが、よろしいですか。討論あるんですか。

(な し)

- 議長（稲井議員） それでは、これより起立により採決を行います。
お諮りいたします。
本案に賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

- 議長（稲井議員） 起立多数であります。
よって、本案は原案のとおり可決されました。

- 議長（稲井議員） ここで昼食のため休憩いたします。
再開は午後 1 時とします。

午前11時58分休憩

午後 1 時00分再開

- 議長（稲井議員） 本会議を再開いたします。
ここで皆様にお諮りいたします。
会議録署名議員の指名を日程に追加し、追加日程として日程の順序を変更し、直ちに議題としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長（稲井議員） ご異議なしと認めます。
よって、会議録署名議員の指名を日程に追加し、追加日程として直ちに議題といたします。
本日の会議録署名議員として指名しておりました15番、佐齋議員が所要のため途中退

席しておりますので、新たに16番、竹田議員を本日の会議録署名議員として追加指名いたします。

- 議長（稲井議員） 日程第6、議案第34号 厚岸町印鑑条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

町民課長。

- 町民課長（久保課長） ただいま上程いただきました議案第34号 厚岸町印鑑条例の一部を改正する条例の制定について、その提案理由と内容について説明させていただきます。

現在の厚岸町印鑑条例による印鑑登録の意思の確認は、条例第5条第2項の規定で、確認方法として郵送、その他町長が適当と認める方法により直接登録申請者に対し文書で照会し、その回答書を登録申請者またはその代理人に持参させることによって確認を行うこととしております。

このたびの改正内容は、この第5条第2項の条文の一部を改正するものでありまして、本人及び本人の意思の確認の確認方法を一層厳格化するため、現在実施しております写真付きの公的証明書での確認に対し、これらの書類が提示できない場合においては、別なものの本人を証明する書類の提示を求めることとし、形式的審査ではありますが、厳格に意思確認を行うための改正でございます。

説明につきましては、お手元に配付させていただきました議案第34号説明資料、厚岸町印鑑条例の一部を改正する条例新旧対照表により説明をさせていただきます。

新旧対照表、改正案の第5条第2項の欄でアンダーラインでお示しのとおり、「及び町長が適当を認める書類」の字句を加えるものでございまして、改正後の実務としましては、写真付きの公的証明書を持参できない場合に、持参いただく確認方法として健康保険証や年金証書等、その他本人しか所持しないものを複数持参いただくこととして進めていくことになってまいります。

以上、簡単な説明であります。提案理由の説明と改正内容の説明とさせていただきます。ご審議の上、ご承認くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

- 議長（稲井議員） これより本案の質疑を行います。

1 番。

- 室崎議員 これは印鑑登録に関して、今よりも厳格に進めていこうということで、俗に言う印鑑証明書が不正な使われ方をするということが、厚岸町では聞いたことがないんですけれども、全国的にはいろいろあるようで、それを未然に防止しようという趣旨であろうと思ひまして、そのことについては大いに結構だと思うんですが、一、二ご説明をお願いしたいんですが、現行条例でここに書かれているのを見ますと、資料としていただいたのを見ますと、本人の意思確認のために回答書をつけて出すようにという形になっていますよね。ところが、今の提案理由説明では、それだけでなく、何かほかの

いろいろな文書も一緒につけることが条件となっているわけですが、それは条例上の問題ではなくて、規則か何かでもって決められてあったんでしょうか。それとも単なる運用で、条例にはない負担を強いていたんでしょうか。この点について、まず明確にしていきたいんです。

それから、今回の改正案でもって町長が適当と認める書類というものを付けなさいということで、単に回答書だけではなくて、そういう書類が必要なんですということが条例上明記されましたが、それが何であるかということは規則によってきちんと決められるんでしょうか。であるとすれば、資料として、その規則までつけていただきたいというのが、毎回のようにこういう条例変更のときに出てくる議会側の要望なんですけれども、今回その規則をつけられなかった事情があるのであれば、そういうことを含めてご説明をいただきたい。

それから、もう一つは、実は印鑑証明に関しましては、本人の意思が必ず知り知らぬうちに、印鑑証明書が飛んであるくという事例が今もいったようにたまたまあるわけですが、それは、実はこの印鑑を俗に言う実印として印鑑登録しておったんですが、その印鑑を紛失いたしましたと、それで別の印鑑をもって登録させていただきますという印鑑の変更ですね。そういうものを悪用して、既に印鑑を登録してある中で変えていくということが時々全国的なレベルでいうとあるんですが、それについても、この厚岸町印鑑条例のこの印鑑意思の確認という5条の適用になるんでしょうか。それとも、そういう印鑑の変更という場合には、全く別の問題になるんでしょうか。この点についても、一緒にお答えをいただきたいということであります。

●議長（稲井議員） 町民課長。

●町民課長（久保課長） お答えを申し上げます。

ご質問者言われるように、今回の条例改正では、印鑑登録時の本人確認の方法として、従来施行規則の中で規定しております確認の方法として、官公署の発行した免許証、許可証、身分証明書または外国人登録証明書等、旅券も含めますが、本人の写真が貼付されているものの提示ということを規則で規定をしておりました。そのほかに町長が適当と認める方法という規定の仕方でございます。今回の条例改正に伴いまして、規則で具体的に提示するものを定めるのかというお話でございましたが、ここは具体的に何と何という表現の仕方ではなくて、町長が適当と認める方法という表現の中で、具体的にご本人と窓口でお話しの上、お持ちになっている個人しか持ち得ない書類、あるいは銀行の口座でありますとかというものを、その窓口の対応の中でお話をし、お持ちをいただくという方法を考えておりまして、今回の改正に伴って規則でこれとこれとこれらという羅列をすることにはしておりません。そういう意味で、今回、規則の部分につきましては提示をしておりませんので、ご理解をいただきたいと思います。

登録印鑑の変更というお話でありました。私どもは一度登録している印鑑の変更につきましては、言葉上、再登録という形で申し上げますが、登録と同じ形であります。そういう意味では、一度登録しているから審査が省略されるというものではなくて、今回の5条第2項の審査の方法によって、本人確認を厳格にさせていただくという手続をと

らせていただくということでございますので、お話しのありました本人の知らないうちに印鑑証明書が出回るというようなことについては、基本的には窓口でしっかり審査をする中で適正な対応をしていきたいというふうに思いますし、そういった万が一にも事故が発生しないように、今回改正をさせていただく厳格な形での、形式的な審査でありますけれども、従来以上に厳格な審査をしていこうということでございます。

答弁漏れはございませんか。

●議長（稲井議員） 1 番。

●室崎議員 大した問題じゃないから 1 回で終わると思ったんですけども、今の答弁を聞いていますと、聞かざるを得ないですね。

窓口で本人と話をして、意思確認をするという言い方をしていたんですけども、ここは代理人もあるんですよ。代理人が来たときに、窓口で本人とどうやって話をするんですか。

それで、今の話を聞いていると、条文上は非常に厳格になったわけですよ。規則にし書いていなかったものを条例にいわばくみ上げわけですから、ですけども、実際にどこがどういうふうに変ったのかというのがさっぱりわからない。今までも第 5 条の 3 項で申請について規則でもって定める確認方法により行うことができるということがありまして、それから代理人についてはどうするかということについては、条例では決められていないけれども、だけれども規則の中でもって、こういうものとこういうものが必要なんだということでもってやってきたんだということを言っていますよね。今回の改正案を聞いても、そこで特に規則にこのような文書のたぐいが必要であるということとは明記しないというふうに言っていますよね。そうしたら、どこが変わったんですか。何が変わったんですか。何が厳格になるんですか。そのところが明確に答えられていない。

特に、本人が、本人に成り済ましてという話は、今こっちに置きますけれども、本人が来ている場合については、まだいいですよ。だけれども、代理人ということになった場合には、さっぱりわからないですね。そういう意味で、もちろん本人ですと来た人についても、きちんとした確認をしなければならないのはもちろんです、成り済ましがありますから。そういう点で、今までもやってきていたわけですよ。それをより厳格に行いますという以上、どのように変わるのかということが説明されなければ、答弁じゃないですよ。もう一度、わかりやすくお願いいたします。

●議長（稲井議員） 町民課長。

●町民課長（久保課長） お答え申し上げます。

代理人申請のお話がありましたが、条例の第 4 条、新旧対照表の中でも記載されておりますが、第 4 条で登録の申請という規定があります。登録申請者が疾病その他やむを得ない理由により、みずから申請することができないときは、委任の旨を証する書面を添えて代理人より申請することができるという、ここの部分だというふうに思いますが、

これは現行規定の中でも、おいでになれないときには、私は登録に関してこの方に代理権を与えましたという代理権授与通知書というものをいただくということにしております、そういう意味で、成り済まし登録というご心配だと思いますが、それは書類として今申し上げた代理権授与通知書というものを登録申請の際に提出していただく。私も、ご本人の申請ではありませんから、文書でこの方から登録申請がありましたということで、ご本人に通知をする。自宅にいらっしゃる場合には自宅の方に、入院等をされている場合につきましては、医療機関に協力をお願いして文書で照会をさせていただいて、再度その照会書についております回答書というものを、今回登録申請することについては私の意思でさせていただきますということも含めて、回答書を再度窓口に持ってきていただくという方法で成り済ましですとか、不正な登録を予防しているという処理をしております。

何が変わったのかわからないというご指摘でございますが、これとこれとこれという、具体的に新たに追加するものを規則の中でも今回表現をしないということにしておりますが、これは意図的な対応ではなくて、現在も写真つきのものについては、免許証もそうですし、旅券もそうでありますし、写真つきのものにつきましては、ご本人が申請においでになった場合については、確認をさせていただいてやっております。それ以外のものにつきましては、現在は申立書という、私は本人に間違いありませんという申立書が添付されて、私は写真のついた証明書がないものですから、この申立書で本人ということを申し立てますという書類をいただいて、それで処理をしているというのが実態でございます。

今回、規則のお話ばかりで申しわけないんですが、規則からは申立書というものを削除する。そのかわり、従来行っております写真つきの証明書のほかに、町長が必要と認める書類、方法で本人確認をするんですよということでもあります。具体的に提案説明の中でも申し上げましたが、じゃ、それは何かというお話になりますが、健康保険証や年金証書、それからご本人の銀行取引の預金口座、あるいは住基カード、住基カードは写真つきであります、その他本人しか所持し得ないものを複数お持ちいただく。なおかつ、議会の場ですからはっきり申し上げますが、複数のものをお持ちいただいたけれども、どうも不審だという場合については、具体的に家族構成ですとかというものをご本人に問いかけをして、きちっと答えられるかどうかということも含めて審査をしていきたいというのが、具体的にこういうふうに変わるという内容でございますので、ご理解をいただきたいと思います。

●室崎議員 答弁漏れあります。規則を出せない理由というのを言ってください。それを聞いています。

●町民課長（久保課長） 申しわけございません。

今回の条例改正に伴いまして、先ほど申し上げました規則の規定から本人の申立書というものを削る作業を同時にしております。条文規定から本人の申立書というものを削って、様式で定めております様式番号をそれぞれ繰り上げるという中身だったものですから、今回規則については条例の審査にそう大きな影響ではないのではないかというこ

とで、省略をさせていただいておりまして、決して恣意的なことで提出をしていないということではありますので、その辺はご理解をいただきたいと思います。

●議長（稲井議員） 1 番。

●室崎議員 意図はよくわかります。それで厳格にしようというのもよくわかります。ですから、その上で言うんですけれども、規則にも今言ったような、今答弁であったようないろいろな話は何も盛り込まれないで、そして逆に申立書か何かが削除されるだけで終わった場合、非常に担当者によって、厳格にやろうという人は、あれもこれもないので疑いあるということになるだろうし、大ざっぱな人は、まあ、いいんではないかということになりかねませんよね。だけれども、これは逆にひっくり返して言いますと、真実の登録をしようとする人にとっては、負担を強いる。本人に言わせるとわかり切っていることなのに、負担を強いるということになりますよね。だから、やはり条例にそこまで書けとはもちろん言いませんけれども、規則あたりでは、例示でも、やはり基準をきちんと出すべきじゃないですか。そして、その受付の担当者によって取り扱いがそれぞればらばらにならないようにするということは、非常に必要なことでないでしょうか。そういうふうにするんだという、今の2回目の答弁であったようなことがあって、初めてこの条例の意味がわかるわけですよ。その点いかがですか。

●議長（稲井議員） 町民課長。

●町民課長（久保課長） おっしゃっている意味、よくわかります。今回、条例の承認をいただいた後に、現在考えておりました規則案というものを正式に公示をするという作業に入る予定でありまして、具体的に変わる方法についての例示については、おっしゃるとおり、具体的にこれとこれとこれという、表記できるものについてはうたった方がいいだろうというふうに私も認識をさせていただきましたので、規則の改正作業をさらに精査させていただいて、そういった方法で例示できるものは例示をする。例示できないものについては、従来どおりの町長が適当と認める方法というようなことで整理をさせていただきたいというふうに思います。

●議長（稲井議員） 他にありませんか。

（「なし」の声あり）

●議長（稲井議員） なければ質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（稲井議員） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決しました。

- 議長（稲井議員） 日程第7、議案第35号 厚岸町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

総務課長。

- 総務課長（田辺課長） ただいま上程いただきました議案第35号 厚岸町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について、その提案理由をご説明申し上げます。

改正しようとする条例は、厚岸町の非常勤特別職のうちの教育委員の報酬額についての特例を定めているものでありますが、この特例条例の適用期間について、平成17年度に限りと定めていたものを、平成18年度も引き続き適用させる改正をするものでございます。

教育委員会の委員長及び委員の報酬につきましては、厚岸町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例第2条第1項の別表第1において、委員長が月額5万9,600円、委員が月額4万6,600円と定められておりますが、この報酬額については、平成17年の第1回定例会において条例制定に係る議決をいただき、平成17年度に限り、それぞれの報酬月額10%を削減することとし、委員長の額を6,000円減の5万3,600円に、委員の額を4,700円減の4万1,900円としたところであります。この減額措置から1年がたとうとしておりますが、この間、町財政を取り巻く情勢は一向に明るい兆しが見られず、このような情勢を踏まえ、去る1月31日開催の教育委員会会議において、教育委員会委員から引き続き平成18年度における報酬の減額措置について発議され、全会一致の決定を得た上、強く町長に申し出がされたものでございます。この意思を尊重して、このたび提案する内容のものでございます。

改正内容であります。本則中「平成17年度」の次に「及び平成18年度」の字句を加え、平成17年度1年限りの臨時的措置として制定した特例条例を、平成18年度までの2年間にわたる特例条例とするものでございます。

また、附則におきまして、この条例の施行日は、平成18年4月1日からとするものでございます。

なお、この措置によります教育委員報酬の削減効果につきましては、年間総額で24万1,000円の減額となるものであります。

以上、簡単な説明であります。ご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

- 議長（稲井議員） これより質疑を行います。

（「なし」の声あり）

●議長（稲井議員） なければ質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（稲井議員） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決しました。

●議長（稲井議員） 日程第8、議案第36号 厚岸町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

総務課長。

●総務課長（田辺課長） ただいま上程いただきました議案第36号 厚岸町職員等の旅費に関する条例等の一部を改正する条例の制定について、その提案理由及び内容についてご説明申し上げます。

このたびの条例改正の趣旨は、職員並びに非常勤特別職などの旅費、費用弁償の支給について、現行では定額設定した額の支給となっている宿泊料について、実費支給を基本とするよう改めるものでございます。

この旅費、とりわけ宿泊料のあり方につきましては、これまでに議会においていろいろと議論を重ねてきておりますし、また、議会議員に係る旅費額については、平成16年第1回定例会において議員提案により実費に相当する額とする条例改正が行われ、既に平成16年度から実費支給が実施されております。これらを踏まえて検討を加えてきましたが、近年においては多種のパック旅行商品が出されるなど、交通料金や宿泊料金においてさまざまな設定がされる状況にもなっており、実際に要した費用を弁償するという旅費支給の基本的な考え方に沿って、領収書等による証拠方式を取り入れた実費支給を取り入れるものであります。

なお、上程しております改正条例では、関連する3つの条例をあわせて改正する形態をとっており、その改正内容につきましては、新旧対照表を配付いたしておりますので、この資料に沿ってご説明申し上げたく、ごらんいただきますようお願い申し上げます。

まず、改正条例の第1条であります。これは厚岸町職員等の旅費に関する条例の一部改正であります。当該条例において宿泊料を定めている第16条の規定につきまして、現行では、別表1の定額支給としていたものを、改正後は、別表1の額を上限とする範囲内で、実費に相当する額を支給するよう規定するものですが、ただし書きを設けて、宿泊料の一部については、町長が定めるところにより定額支給することができることの規定内容になっております。これは、夕食代及び宿泊雑費並びに宿泊所以外での朝食代を想定したものでありますが、これにつきましては、個々の夕食メニューの選択により大きな差が生じること、飲食の内容が妥当なのかどうかの判断が難しいこと、また特に

宿泊所の外で複数による会食時などにおいて、領収書の入手が難しい場合があるなどから、これを領収書等の添付を要しない定額で支給することが、公平性の確保や事務の簡素化からも適当であるとの考えからでございます。

なお、夕食雑費については、1泊3,000円、朝食については1,000円と支給額を定める考えでおります。

次に、改正条例の第2条でございますが、厚岸町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正であります。改正の内容は、ただいま説明いたしました第1条と同様のものがございます。

また、次の改正条例第3条の証人等の実費弁償に関する条例の一部改正の内容につきましても同様のものであり、それぞれ規定の内容を整理しておりますので、説明を省略させていただきます。

最後に、附則についてでございます。

附則の第1項で、この条例の施行日を平成18年4月1日と定めるものであり、また附則の第2項に、この条例の施行日前に出発した旅行については、なお従前の例とする経過措置を定めるものがございます。

以上、大変雑駁な説明ではありますが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

●議長（稲井議員） これより本案に対する質疑を行います。

（「なし」の声あり）

●議長（稲井議員） なければ質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（稲井議員） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決しました。

●議長（稲井議員） 日程第9、議案第37号 厚岸町保健福祉総合センター条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

保健介護課長。

●保健介護課長（豊原課長） ただいま上程いただきました、議案書46ページ、議案第37号 厚岸町保健福祉総合センター条例の一部を改正する条例の制定について、その提案理由をご説明申し上げます。

本件につきましては、平成17年6月22日、介護保険法等の一部を改正する法律が成立

をし、平成17年6月29日公布され、平成18年4月1日から本格実施されますことから、介護保険法第115条の39第2項に規定されております地域包括支援センターを創設し、高齢者が住みなれた地域で、尊厳ある、その人らしい生活を継続することができるように支援することが必要とされているところでございます。このことから厚岸町においても、これまでの在宅介護支援センターの機能を引き継ぎまして、地域包括支援センターを厚岸町保健福祉総合センターあみか21内に設置しようとするものであり、本条例の一部を改正しようとするものでございます。

お手元に配付の厚岸町保健福祉総合センター条例の一部を改正する条例新旧対照表をごらん願いたいと存じます。

条例第3条でございますが、施設の構成でありまして、第2号の施設の名称を地域包括支援センターに改める内容でございます。同様に第3章の表題部につきましても、地域包括支援センターに改める内容でございます。

次に、第11条は、設置規定でございまして、設置根拠となる法律名及び施設名称を変更する内容でございます。

次の第12条は、事業内容の規定でございまして、第1号から第4号までに列举をいたしました事業内容に改正する内容でございます。

また、第13条につきましては、地域包括支援センターが担当する高齢者等の対象者を明らかにする内容でございます。

恐れ入りますが、議案書47ページにお戻りいただきたいと存じます。

附則でございまして、施行期日につきましては、この条例は、平成18年4月1日から施行しようとするものでございます。

以上、大変簡単な説明でございますけれども、ご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

●議長（稲井議員） これより本案に対する質疑を行います。

（「なし」の声あり）

●議長（稲井議員） なければ質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（稲井議員） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決しました。

●議長（稲井議員） 日程第10、議案第38号 厚岸町介護サービス事業条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

保健介護課長。

- 保健介護課長（豊原課長） ただいま上程いただきました、議案書48ページ、議案第38号 厚岸町介護サービス事業条例の一部を改正する条例の制定について、その提案理由をご説明申し上げます。

本件につきましては、平成17年6月22日、介護保険法等の一部を改正する法律が成立をし、平成17年6月29日公布、施行されたことに伴い、地域の高齢者が住みなれた地域で安心して生活を継続することができるよう、自立保持のための身体的、精神的、社会的機能の維持向上を目標として、平成18年4月1日より介護予防事業が創設されますことから、要支援の認定を受けた方々にサービスを提供しようとして厚岸町が行おうとする指定介護予防事業所について、本条例にその関係規定を追加しようとするものでございます。

また、町立厚岸病院、特別養護老人ホーム及びデイサービスセンター等の介護保険施設における食事の提供に要する費用について、平成18年4月1日委託分より、食費の基準費用額を下回る部分が出てまいりますことから、食費の基準費用額に係る規定を追加し、本条例の一部を改正しようとするものでございます。

お手元に配付の厚岸町介護サービス事業条例の一部を改正する条例新旧対照表によりご説明させていただきます。

まずは、対照表の2ページをお開き願いたいと存じます。

条例第3条第2号の部分でございますが、実は、事業所の所在地及び施設の開設の場所でございます。この部分につきましては、厚岸町指定居宅介護支援事業所の所在地につきまして、介護保険法第70条の規定によりまして、北海道知事に平成11年11月4日、指定申請を行いまして事業を進めておりましたが、平成12年5月に厚岸町保健福祉総合センターの開設にあわせまして、事業所の開設場所を「字住の江町3番地180」に移転をいたしましたにもかかわらず、条例改正の手続を行わずに今日に至ったものでございます。担当課として気づくのがおくれましたことを大変申しわけなく存じます。心からおわび申し上げますとともに、今回改正させていただきたく、ここにお願ひ申し上げる次第でございます。

それでは、1ページにお戻りを願いたいと存じます。

条例第1条につきましては、要支援の認定を受けた方々に提供しようとする介護予防サービスを追加することとしまして、条文を整理しようとするものでございます。

条例第2条につきましては、厚岸町が行う介護サービス事業でありまして、引用法令の条項番号の改正に伴い、介護サービスに係る規定の整合性を図り、あわせて第1号から第4号にそれぞれ介護予防サービスを追加し、第5号から第6号は、介護サービス事業に係る規定の整合性を図ることといたしたいと存じますし、第7号につきましては、本条例に規定する内容を介護保険法による介護サービス事業として整理することといたしたく、第7号の規定については、別の介護予防生活支援事業条例に規定されていますことから、本条例より削除しようとするものでございます。

続きまして、条例第3条でございますが、事業所の名称等でありまして、この部分については2ページをお開き願います。

第1号は、介護保険法第70条の規定により、北海道知事から指定された介護サービス事業所の名称にそれぞれ改めるということにしまして、さらには、介護保険法第115条の2の規定によりまして、今後、北海道知事から指定を受ける予定の要支援の認定を受けた方々に介護予防サービスを提供しようとする介護予防サービス事業所の名称をそれぞれ追加しようとするものでございます。

続きまして、条例第4条につきましては、事業の対象者でございますが、第7号の規定につきましては、さきの第2条第7号同様、別の介護予防生活支援事業条例にその内容が規定されていますことから、第7号を削除しようとするものでございます。

続きまして、条例第6条第1項各号でございますが、利用者負担及び実費に相当する費用の内容であります。要支援の認定を受けた方々の利用に係ります介護予防サービス費の追加が必要なことから、同条第1項各号についてその条文を改めようとするものでございます。

3ページ、改正案の部分の第1号につきましては、現行第4条で規定しております本事業の対象者のうち、第1号の訪問入浴介護、第2号の通所介護を利用する場合の利用者負担の規定でございますが、第1号アの条文を介護サービスに係る規定に整理をいたしまして、現行第1号アの条文のうち、支援サービスに係る規定を要支援の認定を受けた方々に提供されます介護予防サービスを利用する場合の利用者負担額の規定として、第1号イの条文とすることといたしまして、現行の第1号イについては、新たに第1号ウとして、その条文に介護予防サービスの規定を追加しようとするものでございます。

続きまして、4ページから5ページ上段までの改正案第2号でございますが、現行第4条第3号の短期入所生活介護、これを利用する場合の利用者負担額の規定であります。改正案第1号同様の理由から介護サービス及び介護予防サービスにそれぞれ分離をいたしまして、それぞれ第2号ア、第2号イ及び第2号ウとするものでございます。

さらには、食事の提供に要する費用につきまして、平成18年4月1日委託分より1日当たり120円減額改定される予定にありますことから、第2号ア及び第2号イのそれぞれのただし書きに、現に食事の提供に要した費用の額が食事の基準費用額を下回るときは、当該現に食事の提供に要した費用の額を食費の基準費用額と読みかえる旨を規定しようとするものでございます。

また、第2号ウにつきましても、ただし書きに、現に食事の提供に要した費用の額が介護保険法に規定する食費の基準費用額を下回るときは、当該現に食事の提供に要した費用の額とする旨を規定しようとするものでございます。

5ページ中段、改正案の第3号部分をごらん願います。

この部分は、居宅介護支援事業所の規定でございますが、第3号ア及び第3号イの条文にそれぞれ介護予防サービスに係る規定を追加し、条文を整理しようとするものでございます。

条例案第4号につきましては、5ページから6ページをごらんいただきたいと存じますが、介護療養型医療施設に関する規定でございますが、第4号ア及び第4号イにつきましては、省令該当部分の文言を整理しようとするものでございます。

改正案第5号につきましては、6ページから7ページにかけてごらん願いたいと存じます。

特別養護老人ホームに関する規定であります。食事の提供に要するに費用につきまして、平成18年4月1日委託分より、1日当たり120円減額改定される予定にありますことから、第5号アただし書きとして、現に食事の提供に要した費用の額が食費の基準費用額を下回るときは、当該現に食事の提供に要した費用の額を食費の基準費用額とする旨を規定しようとするものでございます。

第5号イにつきましても同様に、ただし書きとして、現に食事の提供に要した額が食費の基準費用額を下回るときは、当該現に食事の提供に要した費用の額とする旨を規定しようとするものでございます。

改正案第6号については、7ページをごらんいただきたいと存じます。

第2条第7号同様、別の介護予防生活支援事業条例に規定されていますことから、第6号を削除しようとするものでございます。

恐れ入りますが、議案書52ページにお戻りいただきたいと存じます。

附則であります。施行期日につきましては、この条例は、平成18年4月1日から施行しようとするものでございます。

経過措置につきましては、この条例の施行の日前に利用した介護サービスに係る利用者負担及び実費に相当する費用については、なお従前の例によるものでございます。

以上、大変雑駁な説明でございますけれども、ご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

●議長（稲井議員） これより本案に対する質疑を行います。

（「なし」の声あり）

●議長（稲井議員） なければ質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（稲井議員） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決しました。

●議長（稲井議員） 日程第11、議案第39号 厚岸町在宅老人デイサービスセンター条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

デイサービスセンター所長。

●デイサービスセンター施設長（藤田施設長） ただいま上程いただきました議案第39号 厚岸町在宅老人デイサービスセンター条例の一部を改正する条例の制定について、その提案理由及び内容についてご説明申し上げます。

本条例につきましては、介護保険法等の一部を改正する法律の施行により、本年4月1日から介護予防事業が創設されることにより、法の引用条項を整理する必要があること、また障害者施策の一元化とともに利用者本位のサービス体系に再編するなど、障害者の医療・福祉に係る制度の大幅な変更を内容として、昨年11月に成立した障害者自立支援法の本年4月1日施行を前に、施設の利用対象者について法の規定に基づく整備を図るものであります。

改正の内容につきましては、お手元に配付の厚岸町、大変申しわけありませんが、説明資料の条例の名称が簡単に書き過ぎていまして、厚岸町在宅老人デイサービスセンター条例の誤りですので、よろしくお願いします。この新旧対照表によりご説明申し上げたいと思います。

第1条2号につきましては、介護保険法で定められているサービスのうち、居宅支援サービスが介護予防サービスに改正されたことに伴う文言の整理でございます。

同条第3号につきましては、生活保護法で定められている介護扶助者に係る介護予防サービスを行うための文言の整理であります。

同条第4号につきましては、これまで身体障害者福祉法で定められている身体障害者デイサービスを利用できる規定でありましたが、このたびの障害者自立支援法の制定に伴い、身体障害者サービスに係る法的根拠が変わったことによる文言の整理でございます。

それでは、議案書の53ページでございますが、附則でございます。

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

以上、まことに簡単な説明ではありますが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

●議長（稲井議員） これより本案に対する質疑を行います。

（「なし」の声あり）

●議長（稲井議員） なければ質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（稲井議員） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決しました。

●議長（稲井議員） 日程第12、議案第40号 町立特別養護老人ホーム条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

特老施設長。

- 特別養護老人ホーム施設長（藤田施設長） ただいま上程いただきました議案第40号 町立特別養護老人ホーム条例の一部を改正する条例の制定について、その提案理由及び内容についてご説明申し上げます。

本条例につきましても、介護保険法等の一部を改正する法律の施行により、本年4月1日から介護予防事業が創設されることにより、法の引用条項を整理する必要がある、また障害者施策の一元化とともに利用者本位のサービス体系に再編するなど、障害者の医療・福祉に係る制度の大幅な変更を内容として、昨年11月に成立した障害者自立支援法の本年4月1日施行前に、施設の利用対象者について法の規定に基づく整備を図るものであります。

改正の内容につきましては、お手元に配付の町立特別養護老人ホーム条例の一部を改正する条例新旧対照表によりご説明申し上げます。ごらんいただきたいと思います。

第1条第1号及び2号であります。従来、入所の対象を老人福祉法施行令で定めておりましたが、このたびの介護保険法の一部改正により、さきに議決いただきました厚岸町在宅老人デイサービスセンター条例の一部を改正する条例との整合性を図りながら、根拠法律に基づく内容別に対象者を明記し、整理したものであります。

現行の1号に係る者については、改正案の第1号から第3号まででありまして、これはショートステイにおいて介護サービスと介護予防サービスを利用することができる規定の整備であります。

また、現行の2号であります。改正案の第4号から第6号まででありまして、これにつきましては、入所施設サービスを利用することができる規定の整備であります。

現行の第3号であります。これまで身体障害者福祉法で定める身体障害者ショートステイを利用できる規定でありましたが、このたびの障害者自立支援法の制定に伴い、身体障害者サービスに係る法的根拠が変わったことによる文言の整理でございます。

第3条の改正につきましては、第1条が1号から7号まで、いわゆる4号追加になったことによる第1条の引用法番号の整理でございます。

それでは、議案書の55ページをお開きいただきたいと思います。附則でございます。

附則、この条例は、平成18年4月1日から施行する。

以上、まことに簡単な説明ではありますが、よろしくご審議の上、ご承認くださいますようお願い申し上げます。

- 議長（稲井議員） これより本案に対する質疑を行います。

（「なし」の声あり）

- 議長（稲井議員） なければ質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（稲井議員） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決しました。

●議長（稲井議員） 日程第13、議案第41号 厚岸町介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

保健介護課長。

●保健介護課長（豊原課長） 恐れ入りますけれども、提案理由のご説明の前に、議案書の一部に記載漏れがございますので、訂正をお願い申し上げたいと存じます。貴重な時間を申しわけございません。

議案書56ページ、下から2行目、括弧書きの中でございますが、「平成18年政令第 号」というところでございます。この中に「28」を入れていただきたいと存じます。「平成18年政令第28号」となるところでございまして、公布期日が3月1日でございましたものですから、政令番号の確認に日時を要しまして、配付の時点で間に合わなかったものでございます。申しわけございません。よろしくお願いをいたします。

それでは、ただいま上程をいただきました、議案書56ページ、議案第41号 厚岸町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、その提案理由をご説明申し上げます。

本件につきましては、介護保険法第129条に定められております算定基準によりまして、厚岸町介護保険事業計画の介護給付等対象サービスの見込量に照らしまして、今後3年間を通じまして介護保険財政の均衡を保つことが可能な介護保険料を見込みまして、平成18年度から平成20年度までの第1号被保険者の負担すべき介護保険料を定めることとしまして、本条例の一部を改正しようとするものでございます。

お手元に配付の厚岸町介護保険条例の一部を改正する条例新旧対照表、1ページをごらん願いたいと存じます。

条例第2条第1項及び各号でございしますが、第1号被保険者の負担すべき介護保険料率を定める内容でございます。改正部分を線引き表示させていただいておりますので、ご確認願いたいと存じます。

まず、保険料率を決定する年度を「平成18年度から平成20年度」までに改正をしようとするものでございます。

次に、保険料率の所得段階別区分の変更でございます。介護保険法施行令の改正に伴いまして、現行第1号から第5号までの5段階を新しく第1号から新第6号までの6段階に改正しようとする内容でございます。あわせて現行の第2号でございしますが、第2段階の部分を新第2段階と新第3段階に細分化をし、所得の低い方の負担にも配慮しようとするものでございます。

このことによりまして、基準額につきましては、現行第3号の年額4万800円でございますが、改正案第4号、ここが基準額となりまして年額5万1,600円となるところでございます。改定率は26.5%でございます。金額で月当たり900円の増加ということでございます。各段階ごとの保険料率は、それぞれ記載のとおりでございます。

続きまして、第4条、賦課期日後において第1号被保険者の資格取得・喪失があった場合の規定でございますが、第3項においては、介護保険法施行令の改正に伴う文言の追加及び変更で一部改正しようとするものでございます。

また、第19条は、罰則規定の一部でございますが、平成17年6月に改正をされました介護保険法の改正に伴い、引用条文を追加しまして一部改正しようとするものでございます。

次に、附則第7条でございます。

平成18年度及び平成19年度における保険料率の特例についての規定でございます。これは平成17年度の税制改正に伴いまして、高齢者の非課税限度額の廃止により影響を受ける方々につきましては、地方税法上、平成18年度から2年間の経過措置が設けられることを踏まえまして、介護保険料についても激変緩和措置を講じようとする内容でございます。附則第7条第1項には、1ページから2ページまでのとおり、平成18年度の特例条文を、附則第7条第2項には、2ページから3ページまでのとおり、平成19年度の特例条文を追加するものでございます。

この内容につきましては、お手元に配付しております厚岸町介護保険条例の一部を改正する条例参考資料、これをごらんいただきたいと存じます。左側には現行の介護保険料が、右側には改正見込みの介護保険料が表示してございます。

新第4段階及び新第5段階について、保険料設定の弾力的運用が導入される予定でございます。新第4段階で3つの区分の激変緩和措置となるところでございますし、新第5段階では4区分の激変緩和措置となるところでございます。

具体的には、新第4段階の部分でございますが、第1段階から新第4段階に移行する方で、平成17年度2万400円から平成18年度3万4,000円、平成19年度4万2,800円、平成20年度5万1,600円とされるところでございます。試算のところ、この段階での該当者はございません。

次に、第2段階から新第4段階に移行する方でございますが、平成17年度3万600円から平成18年度4万2,800円、平成19年度4万6,900円、平成20年度5万1,600円となるところでございます。これにつきましては、試算のところ、該当される方は58人、全体の1.9%程度かと試算されているところでございます。

また、第3段階から新第4段階に移行する方で、平成17年度4万800円から平成18年度4万2,800円、平成19年度4万6,900円、平成20年度5万1,600円となるところでございます。この部分につきましては、試算のところ、該当者は51人、全体の1.7%の方々が占めると試算されているところでございます。

次に、新第5段階の部分でございますが、第1段階から新第5段階に移行する方でございまして、平成17年度2万400円から平成18年度3万8,700円、平成19年度5万1,600円、平成20年度6万4,500円とされるところでございます。試算のところ、該当者はございません。

次に、第2段階から新第5段階に移行する方でございますが、平成17年度3万600円から平成18年度4万6,900円、平成19年度5万5,700円、平成20年度6万4,500円とされるところでございます。この部分につきましても、試算しましたところ、該当者はございません。

また、第3段階から新第5段階に移行する方でございます。平成17年度4万800円から平成18年度4万6,900円、平成19年度5万5,700円、平成20年度6万4,500円となるところでございます。この部分につきましては、試算のところ、該当者は268人、全体の8.7%を占めることとなります。

さらには、第4段階から新第5段階に移行する方でございます。平成17年度5万1,000円から平成18年度5万5,700円、平成19年度5万9,800円、平成20年度6万4,500円となるところでございます。試算いたしましたところ、この部分の該当者は238人でありまして、全体の7.7%を占める試算でございます。

恐れ入りますが、議案書58ページにお戻りいただきたいと存じます。

附則でございますが、この条例の施行期日につきましては、平成18年4月1日から施行しようとするものでございます。

経過措置につきましては、改正後のこの条例の規定は、平成18年度以降の年度分の保険料から適用し、平成17年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例によるものでございます。

以上、大変雑駁な説明でございますが、ご審議の上、ご承認を賜りますようお願い申し上げます。

●議長（稲井議員） これより本案に対する質疑を行います。

（「なし」の声あり）

●議長（稲井議員） なければ質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（稲井議員） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決しました。

●議長（稲井議員） 日程第14、議案第42号 厚岸町障害福祉サービス事業条例の制定についてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

福祉課長。

●福祉課長（松見課長） ただいま上程いただきました議案第42号 厚岸町障害福祉サービス事業条例の制定について、その提案理由及び内容についてご説明申し上げます。

この条例の制定につきましては、障害者施策の一元化とともに利用者本位のサービス体系に再編するなど、障害者の医療・福祉に係る制度の大幅な変更を内容とし、昨年11月に成立した障害者自立支援法の本年4月1日施行を前に、当町が事業者として実施主

体をなり、条例で規定している特別養護老人ホームにおける身体障害者短期入所及びデイサービスセンターにおける身体障害者デイサービスについて、それぞれ障害者自立支援法に対応した中で事業継続するため、また、保健福祉総合センターにおいて母子通園センター事業として実施している児童デイサービスが本年4月1日から社会福祉法人北海道社会福祉事業団による事業に移行することとする予定であることから、これをあわせた関係規定の整理を行うものでございます。

お手元に配付の厚岸町障害福祉サービス事業条例新旧対照表をごらん願います。新旧対照表によりましてご説明申し上げます。

まず、題名の変更でございます。

これまでこの条例に規定する障害福祉サービスにつきましては、身体障害者福祉法及び児童福祉法に規定するものでございまして、題名中の指定居宅支援といえますのは、身体障害者福祉法及び児童福祉法における文言でございます。この部分につきまして、障害者自立支援法に基づき「障害福祉サービス事業」と改めるものでございます。

第1条の目的関係につきまして、これまでは身体障害者福祉法、児童福祉法に規定されているところのサービスについて、障害者自立支援法に一元化されたことによりまして、法の趣旨からいたしますと、すべての障害者及び障害児の福祉の増進を主たる目的としておりまして、障害者の福祉の増進と、このようにいたしたいところでございますが、当町につきましては、障害福祉サービスの提供体制が身体障害者及び障害児には対応できているものですが、知的障害者及び精神障害者に対しましては、コミュニケーション技術や精神科医や臨床心理士などと連携して、精神疾患の患者への社会的支援を行う職員の養成が進まないことから、専門知識が具備されていない状況の中では実施できていない状況でございます。したがって、法範囲とされる障害者という文言は用いず、現在進行中の中で対応させていただきたいということでございまして、「身体障害者及び障害児」を「身体障害者」に改めるものでございます。

なお、改正案の規定中、障害児の文言がなくなりますのは、児童デイサービスが本年4月1日から、社会福祉法人北海道社会福祉事業団による事業に移行することとする予定であることからのものでございます。

第2条は、定義でございます。内容は記載のとおりでございます。

第3条は、厚岸町が行う障害福祉サービスの規定でございます。

障害者自立支援法の本則に規定する障害の種別を問わない障害福祉サービスは、本年10月1日施行となるものでございますが、それまでの間は、改正前の身体障害者福祉法等の規定によりまして、道の指定を受けた事業所が障害者自立支援法の附則に基づくみなし規定の適用を受け、実施できるサービスとなるものであり、改正後の条例では、障害者自立支援法の附則を引用し、規定させていただいております。

なお、改正後の条例第3条第2号に規定しようとする障害者デイサービス事業は、法の規定するところにより、本年9月末で障害福祉サービスから介護給付費の支給が適用されない市町村事業となる地域生活支援事業に移行するため、6月定例会またはその後の臨時会等で改めて条例改正による削除、さらに同条第1号に規定する短期入所事業も、障害者自立支援法の本則に照らして事業継続できるよう、改正作業を行う予定でございます。

第4条は、事業所の名称及び所在地でございます。

号の入れかえはございますが、名称、所在地、いずれも変更はございません。

第5条の事業の対象者につきましては、障害者自立支援法に基づく支給決定者及び改正前の身体障害者福祉法に基づく支給決定者で、いずれも身体障害者とさせていただいております。

第6条の障害福祉サービスの利用関係につきましては、従前と同様に、規則で定める契約書により、利用者と事業者との契約を締結して行われるものとなっております。

第7条は、利用者負担額及び実費に相当する費用についての関係でございます。

第1号の法定代理受領といいますのは、介護給付費が利用者にかわり事業者に支払われる場合をいうものでございますが、障害者自立支援法に基づきまして、厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額から障害者自立支援法に基づく各種の給付費を控除して得た額としておりまして、これまでは市町村民税と所得税による階層区分ごとに定められていた負担基準額としていたものを、法律の規定するところにより、本年4月から、基本的にはサービスに通常要する費用について利用者の1割負担とする内容でございます。

第2号となる法定代理受領を行わない場合につきましては、その費用の全額とするものでございます。

なお、第2項に規定する実費を負担していただく内容につきましては、これまでは食材料費、おやつ代などとしていたものを、法律の規定するところにより、本年4月からは介護保険サービスと同様に、食材料費に管理費を加えた形の食費と滞在費などとする内容でございます。

第8条は、規則への委任でございます。

議案書の62ページをお開きいただきたいと思います。

附則でございます。第1項、この条例は、平成18年4月1日から施行するものでございます。

第2項は、利用者負担額に関する経過措置の規定でございます。この条例の施行の日前に利用した指定居宅支援費の支給に係る町長が徴収することができる利用者負担額については、なお従前の例による。

以上、大変雑駁な説明であります。ご審議の上、ご承認いただきますようよろしくお願いいたします。

●議長（稲井議員） これより本案に対する質疑を行います。

1 番。

●室崎議員 福祉関係の条例というのは、非常に込み入っていて、一遍聞いてもなかなかわからないところがありますので、全部今説明したじゃないかと言わないで、聞かせていただきたい。

今の障害者自立支援法に伴う条例の変更だと思うんですが、聞いていますと、字面から見ますと、身体障害者及び障害児の福祉の増進に寄与するという1条が、今回は身体障害者というだけになって、障害児が消えてしまった。それから、その自立支援法に基

づくのが障害者というふうに全般になっていたはずなのに、これが条例では身体障害者という障害者の中で限定をしていると、それについては体制が整っていないから、条例に大きく書いてもどうにもならないから、現在のところ、身体に限定させてもらうんだという意味の説明があったように聞こえた。となれば、当然この後、そういう体制が整えば、また条例の変更をしてサービスの対象者がふえるんであらうというふうにも聞ける。それから、費用については、自立支援法において1割負担というようなところでの説明がありました。

それで、じゃ、現実はどういうふうに変わっていくのか、町内でのサービスが。というところをきちっと説明しておいてもらわないと、その今の字面だけの解釈でいうと、いいのかなという気がするわけですよ。ちょっとお聞きしていると、例えば障害児に関しては、さきに福祉総合センターあみかの条例の改正のところで、子供発達支援センターというようなものが出てきていましたので、町の事業ということに直接はなくなったけれども、特別認可法人の事業として現実にはより充実させたものが行われていくんですよということは、さきの議会で聞いていたんだけど、そういうものを加味してここを聞いてよろしいのかどうか。

それから、今言った身体以外の部分の障害者に対して、自立支援法との整合性を考えるのであるならば、この後、相当早い時期に広がっていかねばならないと思うので、その体制の整備というのはどのように進めていくのか。そういういわば現在行っているサービスと、それからこの条例、自立支援法の施行に伴って条例の変更があるわけですが、それによって厚岸町内で行われるものがどういうふうになるのか、あるいは変わらないのかという、その具体的な部分の説明を少しわかりやすく説明していただきたいんであります。

●議長（稲井議員） 福祉課長。

●福祉課長（松見課長） お答えを申し上げます。

児童の障害児の関係でございます。

ご質問者のおっしゃるとおり、この法律は障害の種別を問うことなく、すべての障害者に対して、同じ制度のもとに障害福祉サービスを提供しようとするねらいが障害者自立支援法でございます。したがって、障害の種別を問うことはできない形が障害者自立支援法本則の規定でございます。これは昨年11月に成立し、本年4月1日から比較的短い期間で施行されます。この間、事業者の体制整備が進まないこと、また障害程度区分、そういったものの認定手続にもう少し時間を要すること、そういうような関係で、法律の附則において、現在、身体障害者福祉法あるいは児童福祉法、知的障害者福祉法いわゆる支援費制度を実施している事業所については、法の規定するところにより、本年9月30日までみなし規定ができる内容です。

そこで、この障害児が消えてしまっている状況ですけれども、今回の条例は、身体障害者という種別に限定させた規定とさせていただいたわけですが、これは町の事業としての条例の規定整備でありまして、町が事業を実施する内容、それを定めようと考えているところでございます。したがって、4月1日から予定されている社会福

社事業団への事業となる関係上、この条例に規定する町の事業とならない関係でございますので、児童がこの際なくなるという形になりますけれども、今後4月1日からこの条例ではない事業の中で、町として障害児対応の相談支援体制を構築するわけですが、具体的に10月1日から地域生活支援事業という形で、先ほど説明の中で少し申し上げたデイサービス事業が9月30日でこの規定からなくなるということを申し上げましたけれども、10月1日以降は地域生活支援事業という形で、別な形でこれまで同様の利用を図られるように検討を現在させていただくところでございます。

そこで、この子育て発達支援センターの関係ですが、施設の名称はあみた2階にある子育て発達支援センター、これは社会福祉事業団が運営する部分、さらにその利用に至らない児童あるいは家族に対しましては、これまで同様にあみかで福祉課において相談をお受けいたします。この中で事業への誘導といいますか、そういう関係で町とのかかわりを持たせていただきたいというふうになるわけでございます。

この障害児に関係につきましては、保健活動で行われている1歳6カ月健診、それから3歳児健診、これらの関係との結びつきが非常に深い関係上、この障害児に対する町の健診から保護者との相談、さらに福祉課における今後の障害児の生活関係、こういったものについて、社会福祉事業団の方に教育の支援をお願いするという形になろうかなというふうに思います。

それから、10月1日に向けて、町としては現在の特別養護老人ホームの短期入所事業というものが、10月1日以降、法律上存続されることになっております。しかし、10月1日以降は、障害の種別を問われない運営が求められます。そこで4月以降に、障害福祉計画づくりを法の規定するところによりまして町は進めるわけでございますけれども、この中で事業者の意向を調査し、さらに意向がある場合、これは同じ町なものですから同時に検討させていただきますけれども、係る研修、どのような研修をすれば十分に対応できるのかなというふうに考えているところでございます。現状の短期入所ですが、支給決定者、支給決定というのは利用したい、いつ利用するかは未定ですが、今後利用したい場合に、事前に支給決定を受けていく形になりますけれども、2名いらっしゃいます。支援費制度が始まった平成15年からの実績を見ますと、いずれも利用実績がないという状況でありまして、これは釧路市内の施設を利用しているからということで、確認してみますと、この利用実績もない。ということで、町内の支給決定利用者については、短期入所事業は今のところ利用されていない状況にございます。

デイサービスの方につきましては、現在2名の方に利用をいただいております。この関係で先般3月2日、ようやく介護報酬、介護保険でいえば介護報酬、こちらの方では費用基準額、報酬基準と申しますが、3月2日インターネット上で示されました。その状況を見ますと、その前に現在の身体障害者デイサービスの利用者につきましては、町民税が課税されていない場合と、それから所得税が課税をされている場合の、その所得の金額によって各階層ごとに利用者負担があるわけですし、現在のお二人についてはいずれも課税世帯ということになっておりまして、利用者負担をいただいているところでございます。そこで、新しい利用者負担につきましては、短期入所の方は利用実績がございませんけれども、4月からは、これは障害程度区分といいまして、1から3という区分、これは現行のままみなしますけれども、事業所に入る基準額が1日9,690円から1

万820円と、これらの基準案で示されております。この額は介護保険と比較してみますと、介護保険では1万670円から1万3,490円となる状況で、介護保険との比較では980円から2,670円、障害福祉サービスの報酬基準が低い額となっております。それで、この基準額9,690円から1万820円、これの1割負担をいただくということで9,690円から1,082円というのが短期入所の1日当たりの金額となります。

次に、デイサービスでございます。

4月1日からは、事業所報酬基準が5,270円から6,100円という金額が示されております。介護保険では7,270円から1万1,175円と、比較いたしますと2,000円から5,650円程度障害福祉サービスの方が低い状況になっている。それから、これは今回の条例内容でございませぬけれども、町内で展開されている身体障害者ホームヘルプサービスでございませぬけれども、身体介護の45分を見てもみますと、4月からは4,000円、これも1割ということで400円となりますが、介護保険では4,623円ということで623円ほど基準は障害の方が低くなっているというところでございます。

なお、ここで利用者負担の決め方が介護保険と違う部分がございますので、そこを少しご説明申し上げたいと思います。

●室崎議員 課長、余り細かな話はいいいから、大きなところだけかいつまんで言っていたかないと、聞いている方が何が何だかわからなくなっちゃうんだ。

●議長（稲井議員） せっかく質問者もそう言ってるんだからさ、かいつまんで、わかりやすく。

●室崎議員 丁寧なのはいいんだけどね。

●福祉課長（松見課長） 先ほども少し言ってしまったんですけれども、今後の町の展開ですけれども、まず、町内での児童デイサービスの展開の必要性を検討させていただきます。現在、利用希望が2人あるんですけれども、実際に利用に結びついていないというところがあるものですから、そこら辺の研究を重ねながら、必要な研修、現在の職員体制でできるのかどうか、そこら辺を検討していきながら、9月までの議会において、この条例案の改正の中でご提案をさせていただきたいというふうに考えております。

●議長（稲井議員） 1番。

●室崎議員 2回目ですよ。

●議長（稲井議員） はい、そうです。

●室崎議員 大変ご丁寧な答弁で痛み入るんですが、細かな話をいろいろされると、こっちの方がついていけなくなるので、そういう点で質疑がまたおかしくならないように気をつけながらやりますからお願いしますが、今のお話を聞いていると、一種の猶予期間

として9月いっぱいまでは、障害者自立支援法は今までどおりでやっていってもいいよと、認定とか何とかいろいろな手続はあるでしょうけれどもね。ということで、差し当たっては身体に対する体制しかないの、それでやっていくけれども。10月以降については、障害の内容を問わない、いわば包括的にやらなければならないということで、大至急体制を整備しなければならないということなんですね。具体的に報酬がどうか何とかという話はいいんですけれども、だから逆に言うと、その対象となる障害者の皆さんにとっては、10月以降からは利用ができるんだと期待していいわけですね。その点はどうなんですか。そこでもまた、法律は特別の猶予期間とか特別の何かを置いて、また先になってもいいよ、まだやらなくてもいいよということになっているんですか、その点をきちんと。いずれにしても、やる方は大変だと思うんですけども。

それから、そういうような話と、もう一つは、今言った1割負担になりますよという問題はあるわけですね。その額が介護保険と比べて高い、安いとか、そういう細かな話は別にして、だからそのことも認識してもらわなければなりません。それと、もう一つは、障害児のデイサービスに関しては、町の事業ではないんだけど、町内において、今までよりもまだ充実したことが別の団体によって行われていきますから、安心してくださいというふうに、非常に大まかな話ですが、押さえればよろしんですか。

●議長（稲井議員） 福祉課長。

●福祉課長（松見課長） お答え申し上げます。

現在のサービスを今までの内容どおり9月末まで実施できるというところでありまして、10月1日以降の体制につきましては、現在の国からの情報では、市町村の裁量はないということでございまして、それまでに基本的な体制整備をきちっとやりなさいということでございますので、今後、研修内容等が示されるところだと思いますので、そこら辺を見ながら、ぜひ取り組んでまいりたいというふうに考えているところでございます。

それから、障害児につきましては、今、議員がおっしゃられましたとおり、これまで以上のサービス向上、保護者に安心して利用いただけるような内容とするというふうに考えておりまして、そのための社会福祉事業団との連携、これをきちっと果たしてまいりたいと思いますので、ご理解をいただきたいと思います。

●議長（稲井議員） 他にありませんか。

（「なし」の声あり）

●議長（稲井議員） なければ質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（稲井議員） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決しました。

- 議長（稲井議員） 日程第15、議案第43号 厚岸町乳牛改良資金貸付基金条例を廃止する条例の制定についてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

産業振興課長。

- 産業振興課長（大崎課長） ただいま上程をいただきました議案第43号 厚岸町乳牛改良資金貸付基金条例を廃止する条例の制定について、その提案理由をご説明申し上げます。

町内農家の経営安定と乳牛の改良増殖を推進するため、昭和53年度に厚岸町乳牛改良資金貸付基金条例を制定し、単年度600万円を5カ年間積み立てし3,000万円の基金造成を図り、各年度ごと町内の2つの農業協同組合に5カ年貸し付けし、償還後は再び5カ年貸し付けをしてまいりました。最終貸付年度となった昭和60年度末までに、合わせて96頭の高生産・高能力血統の優良牛が町外から導入されており、現在の高い生産能力血統の基礎づくりが図られたものと認識をしてございます。昭和61年度からは、酪農経営の負債整理対策が強化され、負債整理と相まって投資抑制傾向が強まった時期であったことから、乳牛改良資金貸付満了により償還された金額を厚岸町自立経営農家確立特別対策事業利子補給制度の財源として毎年600万円ずつ取り崩しており、貸付金の最終償還となった平成3年度末をもって当基金に残額はゼロとなっております。負債整理対策後には、前向き資金であります乳牛改良対策が必要となるという認識から、これまで条例は廃止せずに残してございましたが、近年において2つの農協が合併するとともに、乳牛の飼養形態の変化と乳牛の能力レベルを勘案しますと、当制度の存続は必要ないというふうに判断されますので、今回廃止する条例提案となったところでございます。

以上、まことに簡単雑駁な説明でありますけれども、議案第43号の提案理由とさせていただきます。趣旨ご理解の上、各位のご理解を賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

- 議長（稲井議員） これより本案に対する質疑を行います。

（「なし」の声あり）

- 議長（稲井議員） なければ質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（稲井議員） ご異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり決しました。

●議長（稲井議員） 日程第16、議案第44号 厚岸漁港休憩施設設置条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。
職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。
産業振興課長。

●産業振興課長（大崎課長） ただいま上程をいただきました議案第44号 厚岸漁港休憩施設設置条例の一部を改正する条例の制定について、その提案理由をご説明申し上げます。

当該条例改正の制定につきましては、地方自治法の改正による指定管理者制度への移行に伴うものであります。これまで改正前の地方自治法の改正により厚岸漁港休憩施設の管理委託に係る条例規定を設けていたものでありますけれども、この施設管理に指定管理者制度を導入せず、当面、直接的な管理を行うこととする施設については、当該条例規定から従前の管理委託の委託できる規定部分を削る必要が生じるため、この改正をするものであります。

改正部分の内容につきましては、参考資料として新旧対照表をお配りしてございますので、それに基づきご説明させていただきますので、ごらんいただきたいというふうに思います。

当該条例の第4条で、管理を公共的団体に委託することができるとの規定を削除するものであります。また、これに伴いまして、条の繰り上げ整理をするという内容でございます。4条を削り、5条を第4条とし、第6条を第5条とするものであります。

7条中「第5条」を「第4条」に改め、同条を6条とし、8条から11条まで1条ずつ繰り上げる内容でございます。

議案の64ページにお戻り願いたいと思います。

ただいま申し上げたとおり、厚岸漁港休憩施設設置条例の一部を改正するものでありますけれども、その施行日を平成18年4月1日とすべく、改正条例の附則において規定するものでございます。

以上、大変雑駁な説明でありますけれども、提案理由とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

●議長（稲井議員） これより本案に対する質疑を行います。

（「なし」の声あり）

●議長（稲井議員） なければ質疑を終わります。
お諮りいたします。
討論を省略し、本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長（稲井議員） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決しました。

- 議長（稲井議員） 日程第17、議案第45号 厚岸町営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

建設課長。

- 建設課長（北村課長） ただいま上程いただきました議案第45号 厚岸町営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について、その提案理由についてご説明申し上げます。

このたびの改正は、公営住宅法施行令の一部を改正する政令が平成17年12月2日に公布されたことに伴い、公募の例外及び入居者資格範囲の拡大、さらには地方自治法改正に伴う管理の委託について改正しようとするものであります。

議案書65ページをお開きください。

内容については記載のとおりであります。説明はお手元に配付させていただいております厚岸町営住宅管理条例の一部を改正する条例新旧対照表によりさせていただきます。

議案第45号説明資料、厚岸町営住宅管理条例の一部を改正する条例新旧対照表でございますが、左から現行、改正案、改正要旨となっております。改正箇所については、それぞれアンダーラインで表示しております。

第5条の公募の例外、第6号でございます。現行「又は既存入居者若しくは」を改正案では「、既存入居者又は」に、「病氣」を「病氣等」に、「により、」を「その他既存入居者の世帯構成及び心身の状況からみて」に改正するもので、既存入居者の世帯構成及び心身の状況から見て、事業主体が入居者を募集しようとしている公営住宅に入居することが適切である場合に、特定入居いわゆる住みかえが可能になるように、公募によらない他の公営住宅への入居が可能となる理由が法施行令改正により拡大したため、この法施行令条文を引用し、同じ扱いをしている当該条例も改正するものであります。

次に、条例第6条、入居者資格であります。これも第5条と同じく、法施行令改正により改正で、単身で申し込むことのできる要件を、第2号アにおいては、年齢を「50歳」から「60歳」へと引き上げ、イにおいては、改正案に記載しておりますように、身体障害者だけでありましたものを精神障害者や知的障害者にまで範囲を拡大、ウについても、現行「身体上の」を削除することにより、精神障害者や知的障害者にまで範囲を拡大するものであります。エについては、文言の整理でございます。キ、クについては、イ、ウと同じように、居住の安定を図ることが必要であるものとして新たに追加し、範囲を拡大するものであります。

次に、条例第57条の管理の委託であります。町営住宅は今後も直営で管理していくため、地方自治法改正に伴いこの条項を削除するものであります。

条例第58条以下は、57条が削除されたことにより条の繰り上げでございます。

議案書66ページをお開きください。

附則でございますが、この条例は、平成18年4月1日から施行しようとするものであります。

以上、簡単な説明でございますが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

●議長（稲井議員） これより本案に対する質疑を行います。

（「なし」の声あり）

●議長（稲井議員） なければ質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（稲井議員） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決しました。

●議長（稲井議員） 日程第18、議案第46号 厚岸町都市公園条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（福田課長） ただいま上程いただいた議案第46号 厚岸町都市公園条例の一部を改正する条例の制定についての提案理由を申し上げます。

子野日公園の有料公園施設として長く利用いただいておりますサイクルモノレール及び健康の森各施設が、施設の老朽化により利用者の安全を確保できない状況になっており、施設の改修を行うにしても、その財源の見通しが立たないことから施設の閉鎖を決断し、厚岸町都市公園条例の有料公園施設から削除する改正を行おうとするものでございます。

少し現在の状況について申し上げますが、サイクルモノレールにつきましては、軌道用走行自転車いわゆる自転車部分であります。このチェーンやベアリングの磨耗が著しいということ、あるいは安全ベルトの損傷が、これも著しいわけではあります。いずれも部品を調達することが現在不可能になっております。さらには、軌道走行自転車は、年1回の定期点検ということが必要であります。この定期点検についてもなかなか引き受けてくれる業者さんが少ないと、そういう状況にもなっております。さらには、乗り場の床のさびも著しく進行しております。その劣化による危険性も指摘をされ、一部を修繕いたしましたけれども、その一部だけでは手に負えない状況になっているという状況であります。

さらに、健康の森の各施設についてでありますけれども、現在、展望台、頂上の見晴台のようにになっている木柱の展望台については、木材の腐食によるため、現在使用不能、立入禁止にしている状況があります。さらには、それから下におりる滑り台につきましては、ローラーの回転不良があり、これも部品が調達できない状況になっております。さらには、フィールドアスレチックの遊具につきましても、搭乗による傾きが生じている箇所が何カ所かあるというような状況でございまして、いずれも今後、利用者の安全性を維持していくためには、今の我々の力だけでは難しいと、こういう判断をいたしまして条例改正に至ったものであります。

なお、これらの施設につきましては、当分の間、立入禁止やシートで覆うなどの安全対策を講じてまいります。整備費の補助金交付団体等との協議が整い次第、閑散期を利用して解体作業に取りかかり、一部は再利用のできるものは再利用したいというふうに、再利用というのは、別な形で木材などを利用するというふうにしてまいりたいと考えております。

条例の改正内容につきましては、別に配付してあります厚岸町都市公園条例の一部を改正する条例新旧対照表でお示ししております。

左が現行条例、右が改正条例案であります。

まず、別表第1は、現行条例では、有料公園施設として子野日公園の野外活動施設、いわゆるサイクルモノレール及び健康の森、フィールドアスレチック、長距離滑り台、展望台とありますが、これを削除して、宮園公園パークゴルフ場だけにする改正であり、また、別表第2におきましては、(1)でサイクルモノレールの使用料を、(2)で健康の森の使用料をそれぞれ削除する改正であります。

この施設の廃止によります収入の減は、平成17年度実績では、両方合わせて約35万円という実績になってございます。

ここで議案書67ページ、最下段の附則について申し上げますが、この条例は、平成18年4月1日から施行するというふうにするものでございます。

以上、簡単な説明でございますが、審議をいただきまして、承認いただきますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

●議長（稲井議員） これより本案についての質疑を行います。

（「なし」の声あり）

●議長（稲井議員） なければ質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（稲井議員） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決しました。

- 議長（稲井議員） 日程第19、議案第47号 厚岸町公共下水道条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

水道課長。

- 水道課長（高根課長） ただいま上程いただきました議案第47号 厚岸町公共下水道条例の一部を改正する条例の制定について、その提案理由及び内容についてご説明申し上げます。

今回の一部改正につきましては、下水道法が一部改正され、事故時の措置の義務づけとし、特定事業所から下水を排除して公共下水道を使用する者は、人の健康に係る被害を生ずるおそれがある物質または油が公共下水道に流入する事故が発生したときは、直ちに応急の措置を講ずるとともに、速やかに公共下水道管理者に届け出なければならないこととされております。これに係る条項が追加されたことによりまして、現行条例が下水道法より引用していることから、条項番号の改正を行うものであります。

これよりの説明につきましては、お手元に配付の議案第47号説明資料、厚岸町公共下水道条例の一部を改正する条例新旧対照表により説明いたしたいと思っております。資料をご参照願います。

第2条、用語の定義であります。第1項1号から第5号までは変更はございません。第6号、除外施設の定義について、アンダーラインで示しております「法第12条の10第1項」を「法第12条の11第1項」に改めるものであります。

議案書68ページへお戻り願います。

附則でございます。この条例は、公布の日から施行するものでございます。

以上、大変雑駁な説明ですが、ご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

- 議長（稲井議員） これより本案に対する質疑を行います。

（「なし」の声あり）

- 議長（稲井議員） なければ質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（稲井議員） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決しました。

- 議長（稲井議員） 本日の会議はこの程度にとどめ、明日に延会したいと思います、

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

●議長（稲井議員） ご異議なしと認めます。

よって、本日はこの程度にとどめ、明日に延会いたします。

午後 3 時01分延会

以上のように会議の次第を記載し、ここに署名する。

平成 1 8 年 3 月 1 3 日

厚岸町議会

議 長

署名議員

署名議員

署名議員